



熊野古道 アクションプログラム 2

～世界遺産・熊野古道の保全と活用のために～

平成17年7月

熊野古道協働会議

三 重 県

1 はじめに

2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のころ

紀伊山地の霊場と参詣道
文化的景観

1 「熊野古道アクションプログラム」について

6 1-1 策定の目的

1-2 対象とする期間

1-3 策定の方法

1-3-1 第1期(平成14年度～16年度)

1-3-2 第2期(平成17年度～19年度<予定>)

8 1-4 運営体制

1-4-1 地域住民による活動の経緯

1-4-2 熊野古道協働会議について

9 1-5 進行管理

1-5-1 進行管理の方法

1-5-2 年度テーマの協働について

2 取組の方向性

10 2-1 基本となる考え方

2-1-1 3つの基本【第1期策定事項】

2-1-2 4つの方針【第1期策定事項】

2-1-3 3つの目標【第2期策定事項】

12 2-2 具体的な取組

2-2-1 文化力を高める活動

2-2-2 文化力を活かした地域振興

3 世界遺産について

18 3-1 世界遺産とは

3-1-1 世界遺産の目的と種類

3-1-2 世界遺産条約

3-2 日本の世界遺産

19 3-3 世界遺産の登録基準

20 3-4 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野古道

3-4-1 概要

3-4-2 主な構成要素

3-4-3 三重県内の指定地

3-4-4 登録遺産位置図
紀伊半島における位置図3-4-5 登録遺産の位置及び周辺環境図
(三重県関係分)

33 3-5 世界遺産の保全について

3-5-1 法と条例

3-5-2 モニタリング制度

3-5-3 遺産の真実性

3-5-4 コアゾーンとバッファゾーン

資料集

36 熊野古道に係わる機構・法律・ルール等

38 関係団体名簿

39 熊野古道の保全と活用に関する関係組織一覧

40 第1期策定メンバー・第2期策定参加者

24 「紀伊山地の霊場と参詣道」
シンボルマーク・デザインガイド

「熊野古道アクションプログラム」は、行政の各事業をまとめただけでなく、熊野古道に関心を寄せる人々が、熊野古道の保全と活用のために自発的に実行するための指針となる計画です。

第1期アクションプログラムは、世界遺産登録前の平成15年3月に、100人を超える市民が参加したワークショップや専門家へのヒアリングの成果をもとに取りまとめられました。その後、この計画の内容に基づいてさまざまな事業が具体化してきました。

平成16年7月、「紀伊山地の^{れいじょう}霊場と^{さんけいみち}参詣道」は第28回世界遺産委員会において、世界遺産(文化遺産)に登録されました。登録資産は、三重・奈良・和歌山の三県にまたがっており、資産の面積は495.3ヘクタール、緩衝地帯(バッファゾーン)は11,370ヘクタールで、わが国でこれまでに登録された文化遺産とは比較にならないほど広大なものです。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の大きな特徴は、わが国の世界遺産としては初めて遺産全体が「文化的景観」として登録されたことです。文化的景観とは、人が長い時間をかけて自然に働きかけて作り出した景観を意味し、山間に拓かれた歴史の道、いわゆる「熊野古道」が世界遺産になったことが注目されています。

第1期アクションプログラムの策定から3年間の経過し、世界遺産登録後の状況を踏まえて、延べ240人、100団体の参加を得て見直しを行ったのが、この「熊野古道アクションプログラム2」です。

改訂においては、これまでの熊野古道関係者へのアンケート調査の実施に始まり、そこから浮かびあがった課題に対する専門家や関係者からの聞き取り調査、それらの成果をテーマとしたシンポジウムなどで方向性を見つけ出し、平成17年6月に開催されました熊野古道協働会議総会で合意を得ました。

東紀州地域の住民はもとより、市民活動団体、事業者、専門家、行政機関など、熊野古道に関係するすべてのものが、ここにまとめた基本的な考え方と具体的な取組に沿って、熊野古道をはじめとする世界遺産を保全し、その本質を十分に理解したうえで活用していきたいと考えています。



世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」のこころ

個別に存在する霊場が、それらを結ぶ道と一体となり、全体が大きな聖地となる。
北川 央 ● 大阪城天守閣主任学芸員

熊野古道を守るのは、法律や制度だけではなく、
なによりも人の心と行動である。
まずは価値観の共有が大切だ。
稲葉信子 ● 東京文化財研究所室長

地域の先人たちは、自らが貧しくとも、
訪れる人々を心からもてなしてきた。
それは、熊野古道が信仰の道だからだ。
小倉 肇 ● 紀伊長島町教育長

熊野には人を圧倒する自然がある。
そこで人々は謙虚さを学び、生き方を育んできた。
熊野にはその智慧がまた生きている。
細野晴臣 ● 音楽家

熊野古道は、現代においても
海と山と神々のロマンに通じる
心の道でもある。
野呂昭彦 ● 三重県知事

文化を伝承するには、
本質を理解できる人を育てなければならない。
文化は保存するだけのものではなく、
その時代に継承されてこそ意味があるから。
鳥居 誠 ● 日本伝統文化振興財団ディレクター

世界遺産に登録されたのは、
ここに日本人の心があったからだ。
それは、聖なる自然への思いである。
田中利典 ● 金峯山寺執行長

文化的多様性の再認識が、
世界平和を考えるユネスコにおける近年の話題のひとつだ。
その点からも「紀伊山地の霊場と参詣道」が、
世界遺産に登録されたことは意義深い。
宗田好史 ● 京都府立大学助教授

個々の史跡や文化財は世界遺産レベルとはいえないかも知れない。
しかし、自然とそこに根付く我が国固有の精神性を加え
全体を捉えたとき、唯一無二の世界遺産となる。
武村泰男 ● 三重県文化振興事業団理事長

紀伊山地の霊場と参詣道

紀伊山地に展開している
熊野三山、高野山、吉野・大峯は、
自然崇拜に根ざした神道や中国伝来の仏教、
その両者が結びついた修験道など、
多様な信仰の形態を育んだ神仏の霊場である。
そうした三大霊場と参詣道における
自然環境と一体になった信仰心は、
今なお人びとの中に息づいている。
「紀伊山地の霊場と参詣道」は、
その独特の景観が認められ、
日本で初めて、遺産全体が文化的景観として
登録された世界遺産である。
〔ユネスコ世界遺産年報2005〕より



文化的景観

世界遺産における文化的景観の定義は、「自然と人間の共同作品」である。人が自然を利用して、長い時間をかけて作り出された景観を意味する。

熊野古道の風景から、安らぎの音が聞こえる。それは自然の中に人の心があるからだ。
花尻 薫 ● 熊野古道語り部友の会会長

熊野は大自然と人間の信仰が結びついている。文化的景観という概念に最もふさわしいところだ。
西山 克 ● 関西学院大学教授

宗教的規範の結果成立した紀伊山地の霊場の文化的景観は自然環境が母体となった信仰の道によって生きている。今多く分断されている参詣道は連続化してこそ本来の意味がある。
杉尾邦江 ● イコモエ国際専門分科委員会文化の道委員会委員

ゴミの落ちていない町を美しいと思うのは、単にたたずまいの美しさではなく、そこで暮らす人たちの心の美しさを感じるからである。
内藤 廣 ● 建築家 東京大学教授

景観はそこに住む人たちの心によってつくられる。世界遺産を守る私たちの暮らしが、これからの熊野古道をつくっていく。
速水 亨 ● 林業家



「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県エリア資産

- | | |
|------------------|--------------------|
| 熊野参詣道 伊勢路 | 熊野の鬼ヶ城 附獅子巖 |
| 1 ツツラト峠道 | 20 熊野の鬼ヶ城 |
| 2 荷坂峠道 | 21 獅子巖 |
| 3 三浦峠道 | 熊野三山 |
| 4 始神峠道 | 22 熊野速玉大社 御船島 |
| 5 馬越峠道 | |
| 6 八鬼山道 | |
| 7 三木峠道・羽後峠道 | |
| 8 曾根次郎坂・太郎坂 | |
| 9 二木島峠道・逢神坂峠道 | |
| 10 波田須の道 | |
| 11 大吹峠道 | |
| 12 観音道 | |
| 13 松本峠道 | |
| 14 横垣峠道 | |
| 15 風伝峠道 | |
| 16 本宮道 | |
| 17 七里御浜 | |
| 18 熊野川 | |
| 19 花の窟 | |

文化的景観という考え方

世界遺産には文化遺産と自然遺産があり、人類が築き上げた壮麗な記念碑的建造物や手つかずの自然地域が中心となって登録されてきました。そこに1980年頃から、人が自然に対して働きかけ、自然との間に築き上げてきた物理的、精神的な関係を多様に示す「文化的景観」の普遍的価値を認めようという声が高まり、その考え方を世界遺産に含めるよう検討が開始されました。

10年余りの検討の結果、1992年、従来の文化遺産の登録基準の中に、遺産を景観的な側面から解釈することが可能な文化的景観が加えられました。

文化的景観には次のようなものがあります。

- i 人間によって設計され創り出された公園や庭園などの景観
- ii 棚田など農林水産業などの産業と関連した有機的に進化してきた景観
- iii 自然的要素が強い宗教的、芸術的、或は、文化的な事象に関連する景観

参考：「世界遺産Q&A」「世界遺産ガイドー文化遺産編ーⅣ. 文化的景観」

文化的景観が世界遺産の概念に取り入れられてから文化的景観による登録は年々増加し、2004年の世界遺産委員会で登録された13件を含め、2005年6月現在で約50件になっています。

熊野古道の文化的景観

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、文化的景観に優れ、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産です。神道、仏教および修験道の霊場とそれらを結ぶ参詣道が、紀伊山地の山、川、海という大自然、そしてそこに暮らす人々の生活とも多様に結びつき、独特の文化的景観を形成しています。

紀伊山地は古くから林業の盛んな地域であり、千年におよぶ歴史の中で人為と自然がみごとに調和した特徴ある森林地帯が形成されています。熊野古道の内から見た森林景観は、ある時は林業と密接にかかわり、またある時は雄大な自然の姿そのものと、さまざまな情景を見せてくれます。また、遥かに目を移せば、重なる山々の雄大な姿や果てしない海原と波濤洗う海岸線は、自然への畏怖の念から、神々の里と呼ばれるにふさわしい景観を備えています。

それぞれの霊場を結ぶ熊野古道は、これらのすばらしい景観を巡る単なる通行路ではない精神性を深める「祈りの道」として、世界でも唯一無二の個性を持っています。

前例がない文化的景観の保全

世界遺産条約では、文化的景観は文化遺産に区分されています。したがって、日本国内では基本的に文化財保護法のもとに保存や管理が行われます。しかし、文化的景観は新しい概念であるため、史跡や建造物など個別に文化財を守るための従来の法や制度だけでは、保存や管理を十分に行うことができません。

文化的景観は、文化遺産と自然遺産の境界域に位置していることから、環境保全の手法なども参考にしながら、その保全方法を検討する必要があるとも考えられています。また、地域の人々の暮らしとの関係も十分に考慮していかなければなりません。

今回の登録によって、私たちは文化的景観の保全という、きわめて重要であり前例のない課題に初めて取り組もうとしています。

1-1 策定の目的

「熊野古道アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)は、三重県だけではなく、関係市町村、事業者、市民活動団体、地域住民など、熊野古道に関わる人々が取り組む事業、活動等について、具体的な指針を示した計画です。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の重要な構成要素である熊野古道等について、将来に向けてその価値を伝えていくとともに、地域におけるかけがえのない資産としてそれぞれの主体が地域の振興に活かしていくための指針となるよう策定しました。

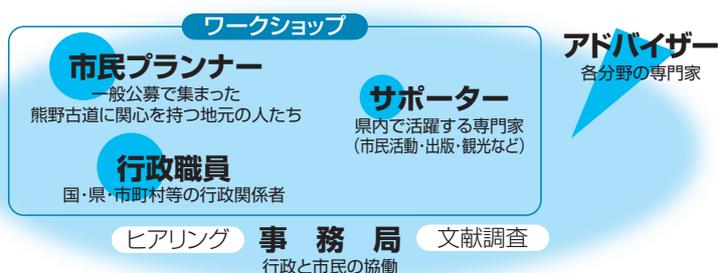
1-2 対象とする期間

平成14年度から平成16年度までの3か年を第1期とし、平成17年度から平成19年度までの3か年を第2期とします。

1-3 策定の方法

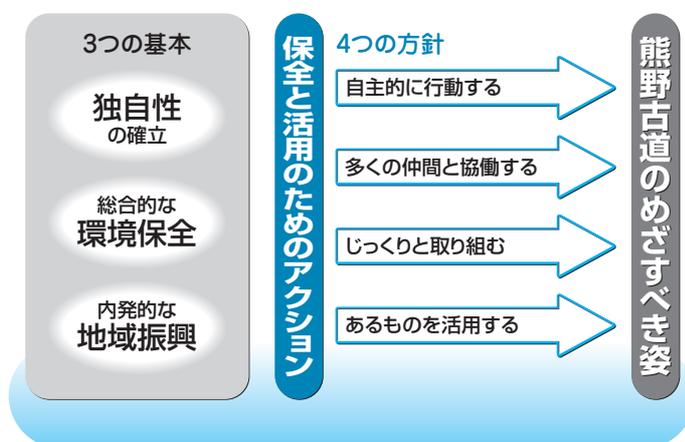
1-3-1 第1期 (平成14年度～16年度)

国・県・市町村はもとより、公募により集まった住民・事業者や県内で活躍する専門家など、熊野古道に関心を持つさまざまな人々が一堂に会して話し合うワークショップを基本に検討を進めました。また、文献調査や各分野の専門家へのヒアリングも積極的に行い、検討成果に盛り込みました。



第1期では、「3つの基本」と「4つの方針」が示され、その視点から具体的な実行計画を取りまとめました。

→2-1-1・2-1-2参照



第2期（平成17年度～19年度〈予定〉）

第1期のアクションプログラムをもとに、個別テーマの協働プロジェクト（宿坊・熊野古道センター・熊野古道ルール・登録記念イベント）が立ち上がる等、計画の実践が始まりました。また、熊野古道協働会議も設置され、平成16年7月には熊野古道が世界遺産に登録されました。

こうした中、当初に定めたスケジュールに基づき、その後の状況変化や活動の実態を踏まえてアクションプログラムの見直しが行われました。

①アンケート調査

第1期の策定メンバー、協働プロジェクトのメンバー、熊野古道協働会議参加者等、約200名を対象にアクションプログラムに記載された各項目についての現状評価を行うアンケート調査を実施しました。

その結果、約100名の方から回答があり、強化すべきところや検討課題等の熱心なご意見をいただきました。同時に、アクションプログラムの方向性としては、第1期に策定した内容でおおむね良いとの回答を得ました。

→巻末資料集参照

②ヒアリング

アンケート結果から、第1期の内容を全面的に見直す必要はないと判断し、改訂作業を進めました。具体的には、アンケート調査によって判明した強化事項や課題について、学識経験者や地域の関係者、さらには行政の担当者等から、意見や現状を聞き取り調査をしました。

なお、ヒアリングにあたっては、25名の方および24の団体から貴重なご意見を頂戴しました。

→巻末資料集参照

③シンポジウム

アンケート調査とヒアリングの結果から、次期3年間に取り組むテーマとして、次の3つが浮かび上がりました。

●価値に気づく ●保全に努める ●伊勢路を結ぶ

これらをテーマに、平成17年3月8日に、「熊野古道伊勢路シンポジウム～これからの世界遺産熊野古道を考える～」を開催しました。

このシンポジウムでは、シンポジストが意見を述べるだけにとどまらず、シンポジウムの途中でシンポジストと一般参加者が交流する場を設け、参加者の参画意識を高めることに取り組みました。当日は7名のシンポジストと約160名の参加者が一体となって、活発な討議が行われました。

→巻末資料集参照

④平成17年度熊野古道協働会議総会

以上の経過をもとにとりまとめられた案が、熊野古道協働会議（平成17年6月26日開催）によって審議され、第2期アクションプログラムとして取り組んでいく内容の合意を得ました。

→巻末資料集参照



平成17年3月8日「熊野古道伊勢路シンポジウム」

1-4 運営体制

1-4-1

地域住民による活動の経緯

これまで熊野古道に関して、さまざまな活動がさまざまな人々によって展開されてきました。地元の人でさえほとんど関心のなかった熊野古道に、地域の有志が注目し整備保存活動が始まり、次第に地域の貴重な資源として評価されるようになりました。その後、東紀州体験フェスタなどの事業を通じて多くの人々にそのすばらしさが認識され、やがて大勢の来訪者を迎えるようになりました。

このような活動の積み重ねが世界遺産登録に与えた影響は小さくありません。今後も地域の人々の活動はより一層重要性を増し、その継続を図っていく必要があります。また、それらの活動の広域的な連携の必要性や新たな展開も求められるようになります。

1-4-2

熊野古道協働会議について

アクションプログラムの策定が契機となり、熊野古道に関するさまざまな活動を行っている関係者が一堂に会し、意見交換や調整を行っていく「熊野古道協働会議」(以下「協働会議」という。)が、平成16年2月に設置されました。

協働会議では、アクションプログラムの進行管理をはじめ、現状の個別課題への検討を行います。また、今後新たに発生する課題についてもオープンに議論できる場とすることで、熊野古道に関する総合的な調整が図れるものと考えます。

熊野古道はいうまでもなく道です。道はつながってこそ大きな役割を果たします。熊野古道に思いを寄せる人々が、協働会議でつながり、討議を重ね協働していくことで、熊野古道の本質を確認しあい、めざすべき姿に近づけていきたいと考えます。

【参考資料】熊野古道協働会議会則

(趣 旨)

第1条 熊野古道に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整をしていく場として、熊野古道協働会議(以下「協働会議」という。)を設置する。協働会議は多くの人々が参加し、討議を重ね協働していくことで、熊野古道をめざすべき姿に近づけていくことを目的とする。

(構 成 員)

第2条 協働会議には、熊野古道にかかわる全ての人が参加できるものとする。

(組 織)

第3条 協働会議に、数名の世話人を置く。世話人は、熊野古道にかかわる様々な分野を代表するものとする。

2 世話人間の互選により、代表世話人を選出する。

3 協働会議には、必要に応じて個別課題に対応するための対策会議を設置できるものとする。

4 協働会議の事務局は、三重県地域振興部とする。

(その他)

第4条 この会則に定めのない事項については、世話人の協議により定めることとする。

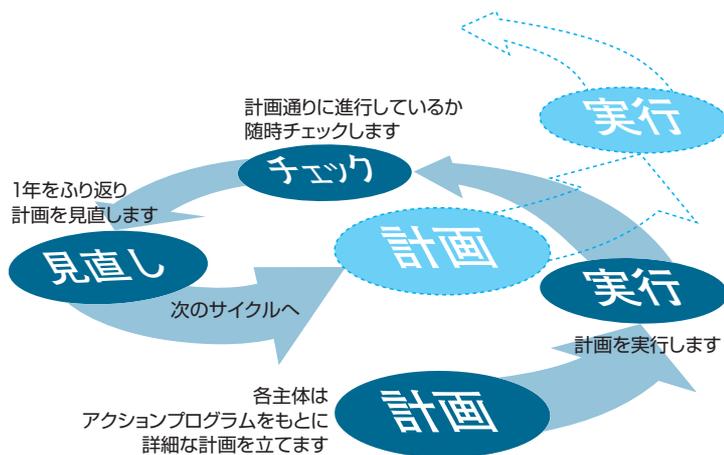
附 則

この会則は、平成16年2月28日から施行する。

1-5 進行管理

1-5-1 進行管理の方法

各事業主体が、「計画」「実行」「チェック」「見直し」というサイクルを1年間で回すマネジメントシステムにより、各アクションの実行状況を自主的に管理します。また、原則として3年毎に大きな見直しを行うことで新しい環境の変化に対応していきます。



進行管理の流れ

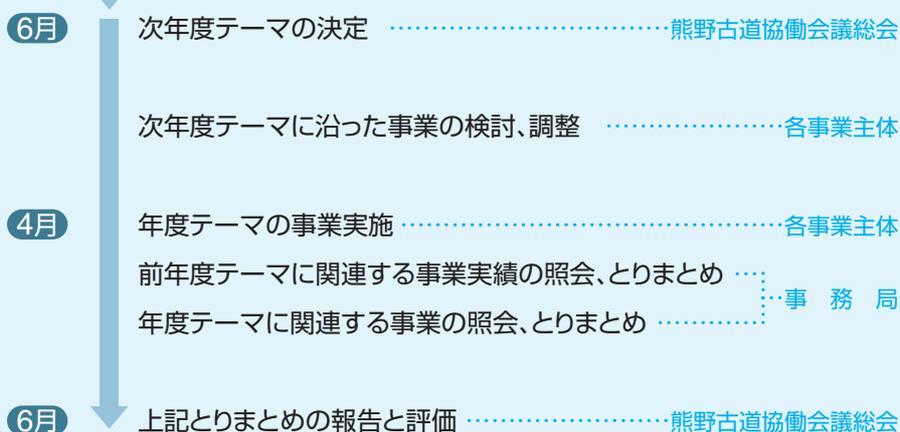
1-5-2 年度テーマの協働について

アクションプログラムで示された取組の方向性に沿って事業を具体化するために、協働会議で年度ごとにテーマを定めて、多くの関係者が協働してその実現に取り組みます。

国・県・関係市町村等の行政機関、事業者、市民活動団体、地域住民等の各事業主体は、連携・調整をはかりながら、このテーマに沿った事業を積極的に具体化することに努めます。

また、各事業主体が取り組む年度テーマに関連する事業について、事務局(三重県地域振興部)が情報を集約し公開することにより、アクションプログラムが実行に移されているか把握するとともに、情報の共有化をはかります。

年度テーマと事業化および情報収集・公開の流れ



2-1 基本となる考え方

世界遺産に登録されたことによって、将来に向けて熊野古道の価値を伝えていくことを、私たちは世界に対して約束しました。しかし、その価値の本質を伝えるには、単に形状を保存するだけでは、その責務を果たすことにはなりません。熊野古道は現代も生き続ける道であり、長い時間をかけて地域が作りあげた文化的景観が評価された世界遺産だからです。

アクションプログラムの推進にあたっては、熊野古道の価値の本質を理解したうえで、具体的な事業をそれぞれの活動主体が自主的に取り組み、また各関係者が相互に補完し協働を進めていくことによって、地域の振興に結びつけていきたいと考えています。

2-1-1

3つの基本【第1期策定事項】

①独自性の確立

熊野古道は世界で2例めの「道」の遺産であり、そのため広域にわたる面的な広がりを持っています。ここだけにある独自性とは何か、本質や特性をつねに意識していくことで、世界を対象としたアクションにまで発展できる可能性を秘めています。

②総合的な環境保全

世界遺産として評価されたこの地域の文化的景観や、登録地域以外の旧街道などの広い意味での熊野古道とその周辺等、当該地域の優れた総合的な環境を次の世代へ継承していかなければなりません。

これらの保全活動は、法や条例の範囲だけでは、真の意味で達成できたとはいえないのではないかと考えます。そのためには本質を理解し、常に価値の本質に照らし合わせて行動することが大切であると考えます。

③内発的な地域振興

古道を通じて地域内外の多くの人々が交流し、結びつき、地域社会をより豊かにしていきたいと考えています。地域住民、市民活動団体、事業者、行政機関等の熊野古道の関係者が地域内外の関係者とパートナーシップを築き、協働するスタイルを積極的に推進していきます。

2-1-2

4つの方針【第1期策定事項】

①自主的に行動する

各アクションの当事者は、自らが行動することで地域が変わっていくことを自覚して、主体的に行動します。

②多くの仲間と協働する

地域の最大の資源である「人材」を活かして、多くの関係者が知恵と力を出し合い協働して取り組みます。

③じっくりと取り組む

目的を達成するにいたる過程を多くの人々が共有することで、多くの副産物も生まれます。結果を急がず過程を楽しむ気持ちでじっくりと取り組んでいきます。

④あるものを活用する

既にある資源や機能を有効に活用していくことを前提に、地域資源の効率のいい活用を考えたいと思います。

① 価値に気づく

熊野古道はなぜ世界遺産に登録されたのでしょうか。何が世界的に認められた価値なのでしょう。その答えである「文化的景観」の真の意味を理解することは容易なことではありません。文化とは、心の中に芽生えるものであって、ものに帰属するものではないといわれています。景観も見人の心の中に文化的価値があるのであり、そこに住んでいる人たちの心の中に、どのような価値認識があるかということが大切になります。

自然あふれる歴史の道。熊野古道の価値は、そこに存在する自然や積み重ねてきた時間という要素だけではなく、その自然から人が何を感じ取り、長い歴史の中で人はどのような思いで歩いてきたのかという精神性を外しては考えられません。「自然」「歴史」、そしてここで育まれてきた「精神性」が、価値の重要な要素だと考えます。

熊野古道の本質を理解することから始め、それに気づいた人から周りに、そして次の世代へ伝えていきます。

② 守り伝える

世界遺産における文化的景観とは、「自然と人間の共同作品」とであると定義されています。人の心の中に芽生えた文化的価値を、熊野古道とその景観を構成する道、山、海、川などに託して守り伝えていかなければなりません。そのためには、まず地域住民をはじめとする地元の関係者がそのことを十分理解したうえで、それぞれの役割に応じた取組を進めていきます。

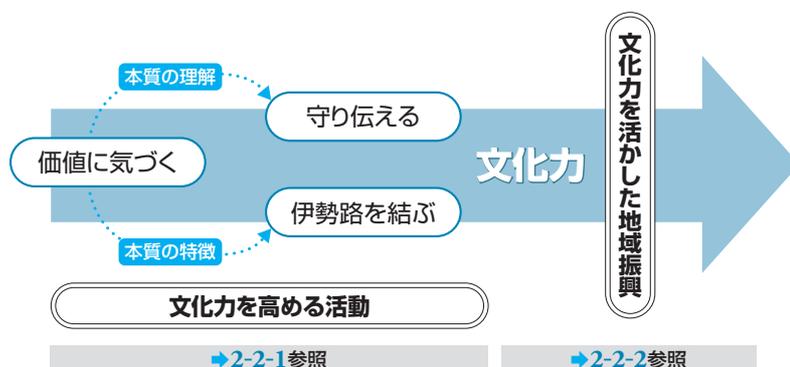
熊野古道は自然、生活、産業等に密接にかかわりを持つ文化遺産です。その特性を踏まえて、地域が一体となって保全に努め、後世に伝えていきます。

③ 伊勢路を結ぶ

熊野古道は、心を養う「祈りの道」です。この道を歩くことで、人々は自然に出会い、気を感じ、魂を蘇らせました。熊野古道は聖地へ向かうプロローグであり、そして聖地そのものでもあったのです。一方で、地域の人々にとっては、近隣の集落へ出かけるための道であり、木材を運び出す林道であったことから、熊野古道はくらしと密接にかかわり続けてきた生活の道でした。

熊野古道は、現時点では世界で2例しかない「道の世界遺産」です。伊勢路の場合、その一部が文化財保護法に基づき史跡として指定され、世界遺産に登録されましたが、熊野古道が世界遺産として認められた価値の本質は、伊勢から熊野までのすべての道程にあります。

歩ける世界遺産。熊野古道の持つ本来の意味を鑑みて、まず熊野古道を通して歩くことができる施策に取り組んでいきます。



2-2 具体的な取組

具体的な取組は、アンケートやヒヤリング等によって得られた成果に基づいてまとめたものです。3つの目標に応じて、それぞれの主体が取り組む基礎的な活動を「文化力を高める活動」にまとめました。また、さまざまな主体と協働することで地域づくりを進めていく取組を「文化力を活かした地域振興」にまとめました。

これらのことを実践することにより地域の文化力を高め、文化力を活かした地域振興を進めていきます。

※文化は地域社会の課題を解決するとともに、新しい地域社会を創造する原動力となります。文化の持つこうした力を「文化力」ととらえ、経済力だけでなく文化力に着目し、地域の価値を高め、地域の発展を図ることが必要だと考えています。県ではこのような考え方に基づいて、平成17年度末をめぐりに、「みえの文化力指針(仮称)」を策定しています。

2-2-1 文化力を高める活動

① 価値に気づくための活動

まず第1に、世界遺産としての熊野古道の本質を理解することが最も大切だと考えます。そのために、この地域が育む文化的景観等について学ぶさまざまな機会を設け、熊野古道や世界遺産について多くの人々に普及していく必要があります。

また、さまざまな他の地域の人々や、異なった世代の人々と接することで、いままで気づかなかった価値を感じる場合があります。このような交流の場を設けることで、地域の人が価値に気づき、そのことをより多くの人々に伝えていくことが大切です。

地域の人々が理解し、心の中で認めていることが文化的な価値です。理解した人がそのことを地域内外の人々に伝えていくとともに、世代を超えて多くの人々にも、積極的にその価値を伝える機会を作ります。

活動事例

| 活動テーマ | | 活動の内容 | | |
|-------|-------------|---|--|--------------------------------------|
| 地 | 本質の追求(研究) | 道にまつわる身近な物語の発掘 | | |
| | | 大学や研究機関との連携 研究者等とのネットワーク作り | | |
| | 地域活動や社会教育事業 | 講座の開設 ボランティアガイド等への勉強会の開催(世界遺産や文化的景観について) 文化人や外国人等、本質的な魅力にひかれた人の招聘と交流 | | |
| | | 地域文化の勉強会や交流会の開催 地域の民俗行事などの研究と保存・継承 | | |
| | | 学校教育 | 遠足や総合学習などでの取組 | |
| 域 | 情報発信 | 本質を伝えるPR媒体の作成 インターネットでの熊野古道の本質的な価値の紹介 外国語版HPの作成 外国語版パンフレットの作成 外国人プレスや旅行社へのリリースや招待ツアーの開催 | | |
| | | 拠点施設での取組 | 熊野古道センターにおける事業の具現化 修学旅行や総合学習授業の受け入れ態勢整備 | |
| | | 県 | 学校教育 | 社会見学(遠足)や総合学習への働きかけ |
| | | | 地域活動や社会教育事業 | 県内の出前講座の開催 本質的な理解を促すセミナー・フォーラムの開催 |
| 国内 | 学校教育 | 修学旅行への働きかけ | | |
| | 地域活動や社会教育事業 | 首都圏・関西圏など都市部での講座開催 | | |

② 守り伝えるための活動

世界遺産へ登録されたことが終着点ではありません。新たな保全、すなわち世界遺産にふさわしい保存と賢明な利用へのスタート地点に立ったということです。

では、私たちは何を守っていかなければならないのでしょうか。史跡に指定された道だけを現状のままに保存するだけでなく、熊野古道の本質的な価値を構成するものを守っていかなければ、本当の意味で守ったことにはならないと考えています。

歴史の道、自然と人との共生によって育まれてきた森、あるいは手つかずの自然、そしてそこで暮らす人々の暮らしなど、守る対象は広範です。すなわち、私たちの故郷を守っていくことが世界遺産を守ることにつながるのだと考えます。たとえば、この地域で長い歴史を持つ林業が、この地域の森をつくり守ってきました。林業施業がこの地域で途絶えてしまえば、この景観は保てなくなってしまいます。

熊野古道そのものはもちろん、特徴的な価値である文化的景観も、その保全手法はわが国では前例がありません。法律・条例、行政による仕組みや計画はひとつの歯止めにはなりますが、そこに生活する人々に加えて不特定の大勢の人たちに、この遺産を守っていこうという気持ちが生まれてこなければ、何も守れません。

文化的景観といういわば無形のものを形あるものに託して、その心とともに伝えていくことが守るということにほかなりません。

活動事例

| 活動テーマ | | 活動の内容 |
|-----------------|----------------|--------------------------------------|
| 史跡・道 | 伝承活動 | 保全技術(石畳・道普請)の伝承 埋もれている古道の掘り起こしと整備 |
| | 整備・保存活動 | 歴史の道整備・活用計画の策定 |
| | | 語り部・保存会等の住民組織との連携による統合的な保存体制の確立 |
| | | 保存会活動に対する支援 |
| | | 後継者育成 |
| | | 保存会のネットワーク化 |
| | 啓発活動 | 他県との広域連携 |
| | | 外部資金を導入して熊野古道の保全等を図る仕組みづくりの検討 |
| | | 古道来訪者への本質の理解を促す機会の提供 |
| | 文化財保護 | 紀伊山地の参詣道ルールの普及 |
| 地域住民に対する保全活動の啓発 | | |
| パトロール | 保全管理計画の策定および実施 | |
| | モニタリングに向けての対応 | |
| 自然 | 古道パトロールの実施 | |
| | 保全状況の情報集約 | |
| 森 | 環境保全の考え方と手法の検討 | 環境保全手法に関する勉強会 海や河川の環境保全 |
| | 林業家との連携 | 林業家との情報交換 |
| | 森林管理支援 | 森林適正管理に関する支援策の実施 |
| 林 | 林業支援 | 施業にかかわる支援制度の検討 来訪者の安全確保に関する施策 |
| | 景観法の活用 | 世界遺産にふさわしい景観形成に向けた仕組みづくり |
| 地域の景観 | 伊勢路景観保護条例の遵守 | 文化的景観保全の実施 |
| | 開発事業との調整 | 熊野古道景観アセスメントの導入の検討 開発事業の情報集約 |

③伊勢路を結ぶための活動

熊野古道は、遊歩道や自然歩道、また日本各地に残されている歴史の道とも違う特徴的な個性を持った道です。中でも重要なことは、聖地をめざす参詣道であったということです。

今も昔も変わらない「歩く」という人間の最もシンプルな行動を基本に、熊野古道の本来の価値を認識できるよう伊勢から熊野までを結び、通して歩くことができるように、ハード・ソフトの両面から整備していきます。

現代のルートを整備するにおいては、歴史的な資料に基づく考証とともに、連続して快適に歩けるということへの配慮も大切な視点だと考えています。そのことから、ルート選定にあたっては、道は単線だとする固定観念にとらわれず、場合によっては複数の道を選定することも考慮する必要があります。また、峠道だけを対象にしたものではなく、市街地の魅力づくりも重要なことと考えています。

ルートの整備というハード事業の取組だけではなく、通して歩くことの大切さを積極的に情報発信し、多くの方に体感していただくことに取り組む必要があります。伊勢路をつなぎ歩くことで、日本人の育んできた精神文化をも伝えていきたいと考えます。

活動事例

| 活動テーマ | 活動の内容 | | |
|-------------|-----------------------|---|---|
| ル ー ト | ルート選定 | 推奨ルートの検討 単一ルートにこだわらない伊勢路ルートの選定 | |
| | ルート整備 | 統一された看板サインの設置 トイレ、休憩施設等の整備 専用歩道(車道から離れた歩くに適した道)の整備 | |
| | | 来訪者の安全確保 | |
| | | 情報発信 | 伊勢路マップ作成 インターネットでの発信 地図やナビゲーションシステム等への情報提供 |
| | 踏破の催し | 踏破を推奨することのPR 情報発信を兼ねた踏破企画の実施 峠道と街中散策を絡めたウォークイベントの実施 | |
| | 地 域 活 性 化 | 街道沿い集落の魅力創生 | まちづくり事業との連携(まちなみ再生等) 地域コミュニティ再生事業 魅力的な箇所の発掘 |
| | | 環境整備事業 | ルートおよびその周辺地域における環境整備事業 交通アクセスの整備 |
| | | 宿坊整備 | 地域体験型善根宿のネットワーク化 宿泊施設のリノベーション |
| | | 周辺の情報収集 | 地域資源の発掘 地域人材の発掘 |
| | 連 携 | 県内(伊勢～鵜殿・紀宝・紀和)の連携 | 伊勢地域との連携 玉城・多気・大台・大紀との連携 東紀州地域での連携 |
| 三県連携 | | 熊野三山との連携 和歌山県、奈良県との連携 | |

文化力を活かした地域振興

熊野古道ツーリズム

世界遺産熊野古道による、文化力を高める活動に取り組むことによって、生き生きとした、暮らしてみたい地域づくりを実現したいと考えています。そして、当地が魅力あふれる地域となれば、人々はその地を訪れてみたいと感じるものです。

「熊野古道ツーリズム」は、住んでよし・訪れてよし、東紀州地域の本来の魅力を感じていただける旅のスタイルです。それは、来訪者のニーズにあわせる観光から、地域が主役の地域交流をめざした新しい観光のかたちです。

【地域にとって】

世界遺産である熊野古道等を素材とした地域交流によって、古道や周辺環境が損なわれることなく適切な管理が行われ、継続的に地域経済への波及効果が生まれることをめざします。

- 主役は地域住民です。
- 経済効果が地域内で循環します。
- 地域資源、地域文化の価値が高まります。

【来訪者にとって】

世界遺産に登録された熊野古道を育み守ってきた、自然、人、暮らし、行事、風習など、この地域を作り上げる全ての要素を、ありのままに見て感じとり、学び、心身をリフレッシュさせることをめざします。

- 自然と人が織りなす素晴らしい環境に触れることができます。
- 地域の人々の暮らしに触れることで、古き良き日本を感じることができます。
- 道を歩き、先人も思いを馳せた精神性を感じることで、心が解き放たれます。

このような新しい観光のかたちを一般的には「カルチュラル・ツーリズム」（文化的観光の意）と呼びます。カルチュラル・ツーリズムにおいては次の3つの考え方が重要であるといわれています。

- i 住民が地域社会に誇りを持ち、事業に関心を示せるようなまちづくりをしていくこと。
- ii 仲間を良く知り、目標の実現に向けてお互いに力を出し合っていくこと。
- iii 住民同士が公益とは何かの議論を重ねて確認しあって事業に取り組むこと。

ハイディ・ブリーズ・ハリス(米・シアトル市)

カルチュラル・ツーリズムは、文化による地域の魅力づくりを通して、地域の人々が生業(農業・漁業・林業・サービス業など)に従事しながら新しい観光のかたちに取り組むことにより、新しい事業の創出や既存の産業に相乗効果をもたらすものです。

私たちは、カルチュラル・ツーリズムがめざすところを念頭に置きながら、熊野古道の「価値に気づく」「守り伝える」「伊勢路を結ぶ」という3つの目標に取り組むことで、地域の文化力を高めていきます。そして、訪ねてみたいとこの地にやってきた多くの人々と、価値に気づいた地元の人々とが交流することによって、かけがえのない世界遺産を伝えていく。そのような地域交流のありかたを「熊野古道ツーリズム」と呼び、地域の文化力を活かした地域振興を進めていきたいと考えています。

①多様な主体による協働の取組

熊野古道が世界文化遺産に登録されたことにより、東紀州地域はもとより三重県の各地では、さまざまな主体による熊野古道に関する積極的な取組が、より一層活発に行われるようになっていきます。

たとえば、熊野古道伊勢路の各峠の整備保存団体では、地元で世界遺産を保存していくという活動を行っていることから、文化財保護法の勉強会や遺産の真実性についての学習等、今後の整備保存活動に必要な知識の習得を行政と連携して始めています。

また、熊野古道語り部友の会では、活動機会の増大に備えて古道ガイドの養成を行っていくとともに、東紀州各地で世界遺産熊野古道の魅力を語り継ぐ活動を進めています。みえ熊野学研究会では、地元のさまざまな歴史文化にまつわる事象や自然などに関する研究を深め、研究誌の発行やフォーラムの開催等により、多くの人々と成果の共有を図っています。

さらに紀南地域では、熊野古道等の資源と連携し、地域の人々との交流の中で体験・学習でき、特産品などの商品開発や販売も行う、紀南中核的交流施設の整備も計画しています。

地元市町村等においても、上記のようなさまざまな取組と連携し、それらを積極的に支援していくことで、地域住民、事業者等との協働を進めていき、豊かな地域資源を活かした「熊野古道ツーリズム」の実践による地域の活性化を図っていきます。

②東紀州地域交流空間整備計画

熊野古道が世界遺産に登録され、この地域が世界から脚光を浴びようとしていることをまちづくりの好機ととらえ、歴史的・文化的資産を景観づくりやまちなみづくりに活かし、人々が集う交流空間として整備していくことが求められています。

熊野古道を活かした個性豊かで魅力あるまちづくりを推進し、地域振興や観光振興につなげていくため、地域住民が主体となって、平成16年度に、「東紀州地域交流空間整備計画」をとりまとめました。

この計画では、地域住民が地域への愛着、親しみ、誇りを大切にし、地域の価値を再認識するとともに、熊野古道の来訪者とのふれあいなど新たな交流空間の創造をめざして、「テーマ」と「取組内容」をまとめています。東紀州地域の6地区で、地域住民を行政との協働により、熊野古道伊勢路を活かしたまちづくりの実践が始まっています。

| | |
|-------------------|---|
| ① ツヅラト峠・荷坂峠・西長島地区 | “熊野古道のロマン”と“漁師まちの温もり”とのふれあいがもたらすやすらぎの空間交流づくり |
| ② 馬越峠・銚子川地区 | 石畳の馬越峠から「海・山・川」の魅力広がる権兵衛のふるさとへと招く交流空間づくり |
| ③ 馬越峠・尾鷲市街地地区 | 自然の恵みを受け継ぎ、熊野古道とともにまちの賑わいと人の暮らしにふれ合う交流空間づくり |
| ④ 松本峠・熊野市街地地区 | 「まちの原風景」から神々との出会いへといざなう“癒し”“もてなし”の交流空間づくり |
| ⑤ 横垣峠・風伝峠・通り峠地区 | 風伝の「風」にのり、峠・千枚田・まちを巡り、先人の知恵や歴史・文化にふれあう交流空間づくり |
| ⑥ 熊野川地区 | 「川の古道／世界遺産・熊野川」の魅力をまるごと体感できる交流空間づくり |

③三重県熊野古道センター(仮称)

平成18年度中のオープンを目標に、三重県熊野古道センター(仮称)の開設準備が進められています。尾鷲市向井地区に建設される熊野古道センターは、主に尾鷲ひのきを用いた2棟の建物(交流棟、展示棟)と収蔵棟等で構成され、世界遺産である熊野古道の本質の理解をサポートするための施設として、情報収集・集積、交流、情報発信をその中心的な機能としています。また、来訪者や熊野古道に興味を寄せるさまざまな人々にとっての窓口機能も果たします。

熊野古道センターの運営は、地域住民や市民活動団体、事業者と一体となり、関連する行政機構との連携をはかり、みんなで作り上げ、常に成長していくセンターでありたいと考えています。ここで取り組むあらゆる分野において地域の人々が積極的に関わりを持つことで、地域間、世代間などの交流を積極的に進め、地域全体の振興に寄与する拠点施設となることをめざします。

熊野古道センターの持つ 3つの機能

ア) 情報収集・集積機能

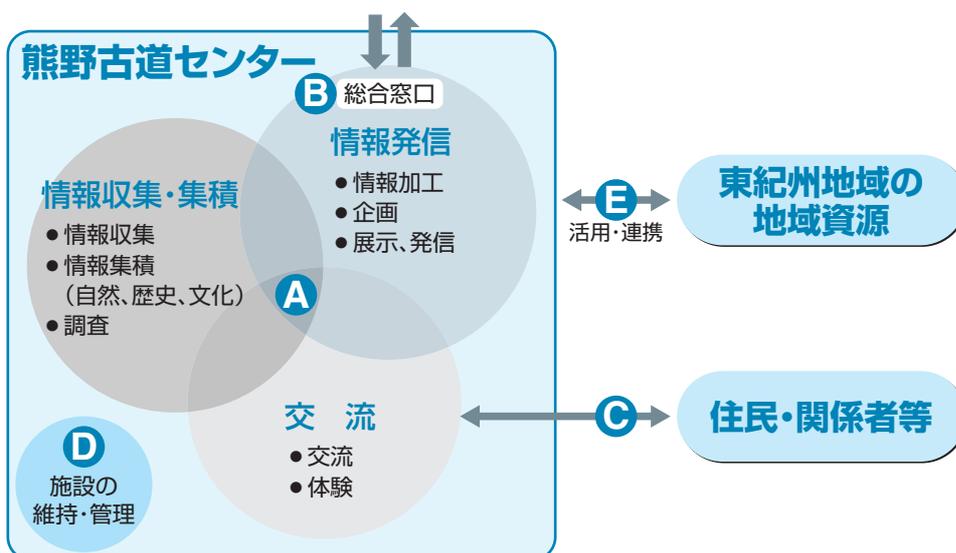
活動の基盤となる情報を、地域住民や市民活動団体とともに調査、収集し、だれもが利用しやすいように集積します。

イ) 交流機能

全ての来訪者・利用者をあたたかく迎えるとともに、古道に関するさまざまな活動団体の活動と交流の場とし、東紀州地域の生活文化などの参加体験機能もあわせ持ちます。

ウ) 情報発信機能

展示、催事、媒体、情報ネットワークなどさまざまな機会を通じて、熊野古道に関する積極的な情報発信を行います。



Ⓐ: センターのマネジメント(各機能の連携)

Ⓓ: 施設の維持・管理

Ⓑ: 熊野古道に関する総合的な窓口機能

Ⓔ: 東紀州地域の地域資源との連携

Ⓒ: 地域の住民・団体・関係者との協働、連携強化

(なお、Ⓔについては、センターのみで行うのではなく、他団体との連携のもとに行います)

3-1 世界遺産とは

3-1-1 世界遺産の目的と種類

遺跡や文化的な価値の高い建造物、貴重な自然環境を保護・保全し、人類にとってかけがえない共通の財産として後世に継承していくことを目的に、世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録されている物件をいいます。文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、2004年8月現在788件が登録されています。

| | | |
|--------|--|------|
| ① 文化遺産 | すぐれて普遍的な価値を有している記念工作物、建造物、遺跡 ▶ タージ・マハル(インド)やアンコール(カンボジア)等 | 611件 |
| ② 自然遺産 | 鑑賞上、学術上、保存上顕著な普遍的価値を有している地形や生物、景観などを含む地域 ▶ エイロー・ストーン(アメリカ)やグレート・バリア・リーフ(オーストラリア)等 | 154件 |
| ③ 複合遺産 | 文化遺産と自然遺産の両方の要素を兼ね備えたもの ▶ マチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー)等 | 23件 |

3-1-2 世界遺産条約

1972年に第17回のユネスコ(国連教育科学文化機関)総会で採択。正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。条約締結国は、2004年5月現在178か国。日本は1992年に条約を締結しました。

「世界遺産条約」は、世界の貴重な文化遺産及び自然遺産を人類全体の宝物として損傷、破壊等の脅威から保護し、各地域において関係機関が協力して調査・保全することの大切さをうたっている条約です。必要に応じて国際的な協力のもとそれらの物件を保護し、次世代に伝えていくことを定めています。また、締結国には自国内に存在する世界遺産を保護・保存する義務を認識し、最善をつくすことなどが課せられています。

3-2 日本の世界遺産

| 名 称 | 種 別 | 登録年 | 場 所 |
|-----------------|------|-------|---|
| 屋久島 | 自然遺産 | 1993年 | 鹿児島県屋久町、上屋久町 |
| 白神山地 | 自然遺産 | 1993年 | 青森県深浦町、鱒ヶ沢町、西目屋村、秋田県藤里町 |
| 法隆寺地域の仏教建造物 | 文化遺産 | 1993年 | 奈良県斑鳩町 |
| 姫路城 | 文化遺産 | 1993年 | 兵庫県姫路市 |
| 古都京都の文化財 | 文化遺産 | 1994年 | 京都府京都市、宇治市、滋賀県大津市 |
| 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | 文化遺産 | 1995年 | 岐阜県白川村、富山県南砺市 |
| 原爆ドーム | 文化遺産 | 1996年 | 広島県広島市 |
| 厳島神社 | 文化遺産 | 1996年 | 広島県宮島町 |
| 古都奈良の文化財 | 文化遺産 | 1998年 | 奈良県奈良市 |
| 日光の社寺 | 文化遺産 | 1999年 | 栃木県日光市 |
| 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | 文化遺産 | 2000年 | 沖縄県那覇市、今帰仁村、うるま市、読谷村、北中城村、中城村、知念村 |
| 紀伊山地の霊場と参詣道 | 文化遺産 | 2004年 | 三重県大紀町、紀伊長島町、海山町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀和町、紀宝町、鵜殿村、和歌山県、奈良県 |

(2005年5月現在)

3-3 世界遺産の登録基準

世界遺産(文化遺産)に登録されるには、次の登録基準のいずれかに該当していると認められること等が必要です。さらに、文化財保護法や自然公園法などで保護されている国が推薦する物件であることが前提となっています。

→3-5-3参照

文化遺産の登録基準

- C(i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- C(ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること。
- C(iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統または文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- C(iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、あるいは景観に関する優れた見本であること。
- C(v) ある文化(または複数の文化)を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存在が危うくなっている場合。
- C(vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること(ただし、きわめて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用)。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録基準への適合性の証明 (「世界遺産一覧表記載推薦書」より要旨抜粋)

- (前略) 推薦資産を構成する記念工作物とその群および文化的景観を呈する遺跡は、日本古来の自然崇拜に根ざした神道と中国大陸や朝鮮半島から伝来した仏教の融合による独特の所産であり、東アジアにおける宗教文化の交流と発展の結果生まれた他に類を見ない顕著な事例群である。
よって、本資産は登録基準のC(ii)に該当する。
- (前略) 社寺の境内と参詣道及びその沿線の遺跡群は、宗教文化に関連して、今は失われた伝統と現在においてもなお継承されている伝統との複合のあり方を示す稀な事例である。
よって、本資産に含まれるこれらの遺跡とその群は登録基準のC(iii)に該当する。
- (前略) 「熊野三山」の社殿には他に類例を見ない顕著な様式の木造神社建築の様式が認められ、12世紀以降、全国各地に勧請された熊野神社の社殿の規範となった点で貴重である。(中略)
したがって、本資産に含まれるこれらの記念工作物とその群は登録基準のC(iv)に該当する。
- 推薦資産を構成する個々の記念工作物及び遺跡は、神道および仏教、その融合の過程で生まれた山岳信仰である修験道など独特の信仰形態の特質を表す顕著な事例であり、山岳地帯に所在する行場などの神聖性の高い自然物又は自然の地域は、信仰に関連する独特の文化的景観を形成している。また、参詣のルートとなる道や川など線状にのびる資産に沿っては、信仰の山の経済的な基盤として発展し、今なおこの地域における生活や生業と密接に関わる人工林の地域などの良好な文化的景観が展開している。加えて、これらの地域では、今もなお「山伏」などの多くの行者や寺院の僧などによる修行および宗教儀礼が活発に行われているほか、一般の人々による参詣も継続的に行われており、日本国民の精神の中に資産が活かされ、文化として生き続けている。
このような神聖性の高い自然物又は自然の地域とその環境をなす人工林の地域、及びそこにおいて継続的に行われている宗教儀礼や祝祭などは、信仰の山の文化的景観を構成する有形・無形の諸要素として優秀かつ多様であり、日本を含む東アジア地域における同種資産の中でも模範例として顕著な価値を有するものである。
以上のような理由により、本資産は登録基準のC(vi)に該当する。

3-4 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野古道

3-4-1

概要

日本列島の本州、東経136度線に沿って、北から太平洋に張り出す紀伊半島の大部分は標高2,000m級の山脈が縦横に走り、また年間3,000mmを超える豊富な降水が深い谷を刻む山岳地帯で「紀伊山地」と呼ばれています。

日本の原始信仰は、山や岩、森や樹木、川や滝などを神格化する自然崇拝が一般的で、容易に人を寄せ付けない神秘的な自然環境を備えた紀伊山地は、古くから神々が宿る特別な地域と考えられるようになりました。また、538年に百済から仏教が伝来して以後は、仏・菩薩の浄土にも喩えられるようになり、山岳修行の舞台ともなりました。

その結果、紀伊山地には北部には僧空海(774-835)が唐から導入した真言密教の霊場「高野山」と、日本固有の山岳宗教である修験道の霊場「吉野・大峯」、そして南東部には自然崇拝に根ざした神仏習合の形態がよくあらわれている霊場「熊野三山」という、世界的にも珍しい三種類の霊場が形成されています。

特に、日本の社会構造が律令制から封建制へと変化する11世紀から12世紀は、1052年が末法の初年ということもあって、社会不安が著しく増大した時期で、数多くの人々が心の安らぎを求めて紀伊山地の霊場を訪れるようになり、以後は社会的風習ともなって日本の精神文化に大きな影響を及ぼし、特色ある文化的景観を形成するに至っています。

3-4-2

主な構成要素

| | |
|---------|--|
| ① 吉野・大峯 | 吉野山・吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峰山寺 |
| ② 熊野三山 | 熊野本宮大社・熊野速玉神社・熊野那智大社・青岸渡寺・那智大滝・那智原始林・補陀洛山寺 |
| ③ 高野山 | 丹生都比売神社・金剛峯寺・慈尊院・丹生官省符神社 |
| ④ 参詣道 | 大峯奥駈道・高野山町石道・熊野参詣道(中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路) |



熊野古道伊勢路道標

三重県では、平成16年度に、熊野古道伊勢路約35kmに渡って来訪者の道しるべとなる木製の道標約350本を製作し、地元の市町村によって順次設置しています。

100m間隔で設置された道標は、古道来訪者の歩行の目印にさせていただくとともに、消防や警察等の関係機関で道標の設置地図を共有し、来訪者のけがや急病などの緊急時に救助活動が迅速に行われるように活用していきます。

第1期アクションプログラムに記された「熊野古道の危機管理体制の整備」を実現したものです。

©株式会社建築研究所アーキヴィジョン

① 史跡 熊野参詣道「伊勢路」他

年代 平安時代以降 所有者 国、市町村、個人ほか

熊野参詣道は、平安時代から近世まで「熊野三山」への参詣者がたどった道です。熊野に至るルートは大きく3つに分けられます。第一は紀伊半島の西側を通る道路で、文献では「紀路」とされるものですが、これは途中で内陸を通る「中辺路」と海岸を通る「大辺路」に分かれます。第二は紀伊半島の東側を通る「伊勢路」、第三は高野山と熊野三山を結ぶ「小辺路」です。

熊野三山への参詣は、平安時代の上皇・法王や貴族層から始まり、徐々に庶民にも浸透し、室町時代には「蟻の熊野詣」と形容されるような最盛期を迎えます。このころ盛んに利用されたのが「中辺路」で、また熊野本宮大社と熊野速玉大社との往復には「熊野川」の船運が利用されました。その後、熊野三山のみを対象とする熊野詣は衰退しますが、民衆の社寺参詣が盛んになる江戸時代になると、西国巡礼者が伊勢神宮への参拝後、「伊勢路」を通して西国巡礼の最初の札所である那智山「青岸渡寺」へ向い、巡礼の途中にある熊野三山にも詣でようになります。

三重県に関係する史跡としては、「伊勢路」「熊野川」「七里御浜」「花の窟」があります。これらは、いずれも史跡本体のみならず、周辺の景観とあいまって高い価値をもつことが評価されたものですが、とりわけ「七里御浜」と「熊野川」は、「海浜」「川」の国史跡指定として景観に視点をおいた全国初の取り組みであり、今後の史跡指定の一方を窺わせるものとなっています。

② 天然記念物 及び 名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖

所有者 国、熊野市

熊野参詣道沿いの文化的景観となる「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」は、江戸時代の文献などにも景勝の地として登場しています。これらは、天然の風蝕・波蝕洞穴・岩塊として学術的にも貴重であり、1935年12月に国の天然記念物及び名勝に指定されています。

③ 史跡 熊野三山「御船島」

年代 奈良時代以降 所有者 宗教法人 熊野速玉大社

熊野三山は、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社のことを示し、それぞれが自然崇拜による固有の祭祀起源を持ちますが、10世紀後半には仏教の影響を受けて互いに他の二社の祭神を合祀し、「熊野三所権現」として日本第一の靈験としての信仰を集めるようになります。神仏習合の醸成された場所でもあり、我が国の信仰の歴史を考えるうえで貴重な資産となっています。

三重県に関係する史跡としては、熊野速玉大社の境内地で熊野川の中州の無人島である「御船島」が指定を受けました。御船島は熊野速玉大社の祭礼の場で、毎年10月16日には熊野速玉大社の主祭神が「神幸船」で御船島に渡る「御船祭」が行われ、島の周辺では「早船」による競争や「諸手船」の上での「ハリハリ踊り」が舞われるなど、いにしえを偲ばせる祭りが行われます。

三重県内の指定地一覧

熊野参詣道 伊勢路・熊野川・七里御浜・花の窟 国史跡指定箇所(三重県分)

| 名 称 | 区 域・区 間 | 総延長(km) |
|------------------|-----------------------------|---------|
| ① ツツラト峠道 | 度会郡大紀町志子谷から北牟婁郡紀伊長島町島原間 | 1.4 |
| ② 荷坂峠道 | 北牟婁郡紀伊長島町東長島地内 | 0.9 |
| ③ 三浦峠道(熊ヶ谷道) | 北牟婁郡紀伊長島町道瀬から同町三浦間 | 1.5 |
| ④ 始神峠道 | 北牟婁郡紀伊長島町三浦から同郡海山町馬瀬間 | 1.7 |
| ⑤ 馬越峠道 | 北牟婁郡海山町相賀から尾鷲市北浦町間 | 2.6 |
| ⑥ 八鬼山道 | 尾鷲市矢浜大道から同市名柄町間 | 7.5 |
| ⑦ 三木峠道 羽後峠道 | 尾鷲市三木里町から同市賀田町間 | 2.2 |
| ⑧ 曾根次郎坂・太郎坂 | 尾鷲市曾根町から熊野市二木島町間 | 4.2 |
| ⑨ 二木島峠道 逢神坂峠道 | 熊野市二木島町から同市新鹿町間 | 3.0 |
| ⑩ 波田須の道 | 熊野市波田須町地内 | 0.3 |
| ⑪ 大吹峠道 | 熊野市波田須町から同市磯崎町間 | 1.4 |
| ⑫ 観音道 | 熊野市大泊町地内 | 0.9 |
| ⑬ 松本峠道 | 熊野市大泊町から同市木本町間 | 0.7 |
| ⑭ 横垣峠道 | 南牟婁郡御浜町神木から同町阪本間 | 1.8 |
| ⑮ 風伝峠道 | 南牟婁郡御浜町川瀬から同郡紀和町矢の川間 | 1.8 |
| ⑯ 本宮道 | 南牟婁郡紀和町矢の川地内 | 0.9 |
| | 〃 小川口から小栗須 | 0.6 |
| | 〃 小栗須から湯ノ口 | 0.2 |
| | 〃 湯の口から大河内 | 0.4 |
| | 〃 楊枝川地内 | 0.2 |
| 伊勢路 距離 小計 | | 34.2 |
| 熊野川 | 南牟婁郡紀和町小船地内から同郡紀宝町鮎田地内 | 21.0 |
| 七里御浜 | 熊野市井戸町から南牟婁郡鵜殿村 | 18.0 |
| 花の窟 | 熊野市有馬町字上ノ地130-1、130-2、130-3 | 2,199㎡ |

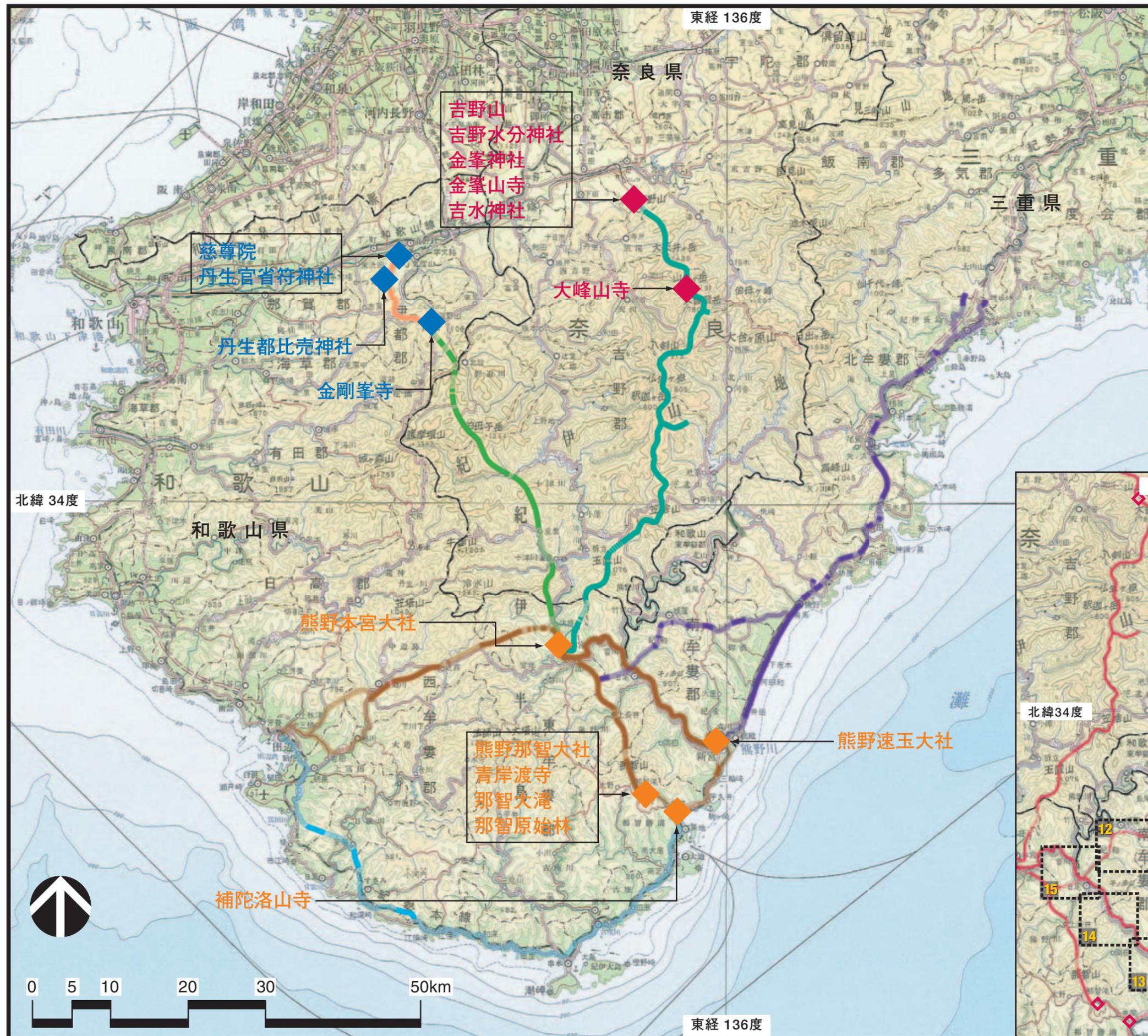
熊野の鬼ヶ城附獅子巖 天然記念物及び名勝指定箇所

| 名 称 | 区 域・区 間 | 面 積(㎡) |
|--------|--------------|----------|
| 熊野の鬼ヶ城 | 熊野市木本町字1789 | ※ 45,752 |
| 獅子巖 | 熊野市井戸町字馬留596 | (上記に含む) |

※1/25000の地図を基に計測した面積

熊野三山 国史跡指定箇所(三重県分)

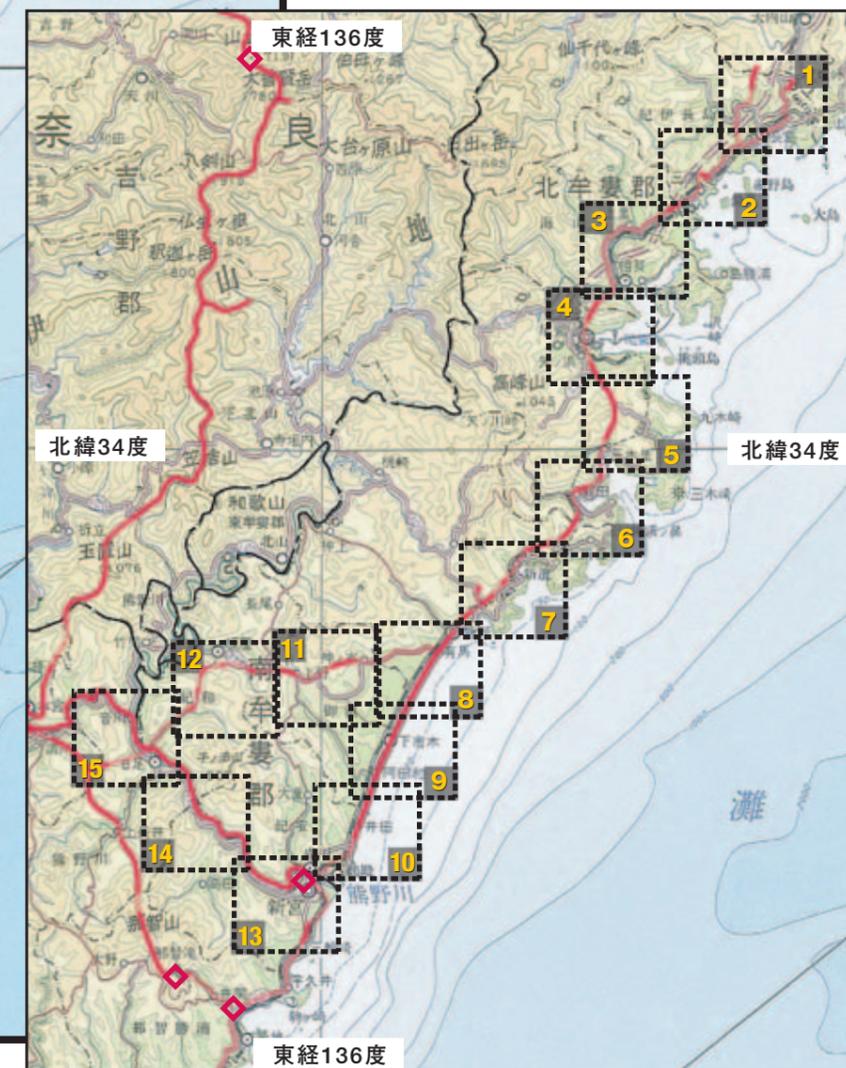
| 名 称 | 区 域・区 間 | 面 積(㎡) |
|------------|--------------------|--------|
| 熊野速玉大社 御船島 | 南牟婁郡紀宝町鮎田字右市ヶ鼻1521 | 2,654 |



3-4-4 登録遺産位置図
紀伊半島における位置図

- 霊場(登録遺産)
- ◆ 吉野・大峯
 - ◆ 熊野三山
 - ◆ 高野山

- 参詣道
- ルート
- 大峯奥駈道
 - 熊野参詣道(中辺路)
 - 熊野参詣道(小辺路)
 - 熊野参詣道(大辺路)
 - 熊野参詣道(伊勢路)
 - 高野山町石道
- 登録遺産



シンボルマーク

紀伊山地の3つの霊場とそれらへ向かう道をイメージしました。
紀伊山地の持つ奥深さ、霊場の神秘性、参詣道の精神性を、
グラデーションを活かした薄い緑とアクセントに用いた黄色で表現しています。

シンボルマークはロゴタイプと組み合わせて使用することを基本としていますが、
シンボルマーク単独で使用することもできます。
また、ピクトグラムは単独で使用することを基本としており、
案内板や地図の凡例等に使用することを想定しています。

シンボルマークは、色、形状を変更することはできません。
シンボルマークの最小使用サイズは直径6mmとします。
ピクトグラムは単色を使用し、形状を変更することはできません。
ピクトグラムのラインは0.3pt以上とし、最小使用サイズは直径4mmとします。



ロゴタイプ

書体、色を変更することはできません。
ロゴタイプは単独で使用することはできません。

紀伊山地の霊場と参詣道

清刷データ

カラー指定

中心の三角 グラデーション
Y100~C100 M50 Y80 K30
R255 G255~G50 B40

グラデーション範囲

■ DIC 380
■ DIC 166
■ DIC 441
■ DIC 512

上段: CMYK指定
下段: RGB指定

C30 M15 Y25 K10
R160 G170 B150

C50 M25 Y40 K15
R110 G130 B110

C100 M50Y80 K30
G50 B40

中央の道 グラデーション
C50 M25 Y40 K15~0
R110 G130 B110~0

紀伊山地の霊場と参詣道
C100 M50 Y80 K30
G50 B40

グラデーション範囲

モノクロ指定

中心の三角 グラデーション
0~BK100
R255 G255 B255~0

グラデーション範囲

BK30
R180 G180 B180

BK50
R130 G130 B130

BK100
RGB 0

中央の道 グラデーション
BK50~0
R130 G130 B130~R255 G255 B255

紀伊山地の霊場と参詣道
BK100
RGB 0

グラデーション範囲

線画指定 (ピクトグラム)

単色100%

シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ

シンボルマークはロゴタイプと組み合わせ、横長のAタイプと円形のBタイプを基本として使用します。
英語表記を必要とする場合は、CタイプあるいはDタイプを使用してください。
縦で表記する場合はEタイプ、横一列で表記する場合はFタイプを使用してください。
AからFまでの組み合わせ以外は、原則として使用することができません。

各タイプとも色、形状を変更することはできません。
また、マークとロゴタイプの比率は保持してください。
各タイプとも最小使用サイズ以下で使用することはできません。

Aタイプ (最小使用サイズは25mm)



Bタイプ (最小使用サイズは20mm)



英語表記をする場合
Cタイプ (最小使用サイズは60mm)



Dタイプ (最小使用サイズは40mm)



タテ表記をする場合
Eタイプ (最小使用サイズは40mm)



ヨコ1列で表記する場合
Fタイプ (最小使用サイズは50mm)

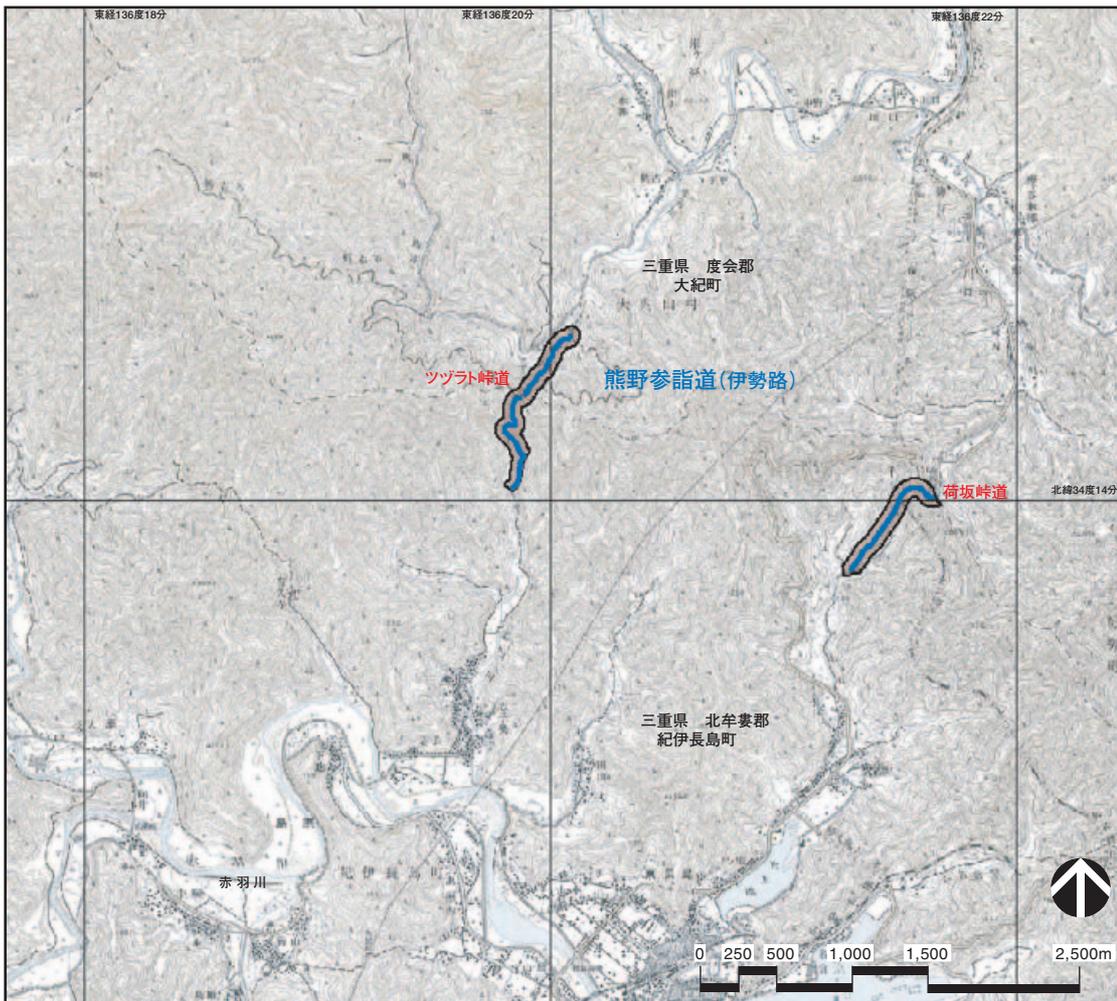
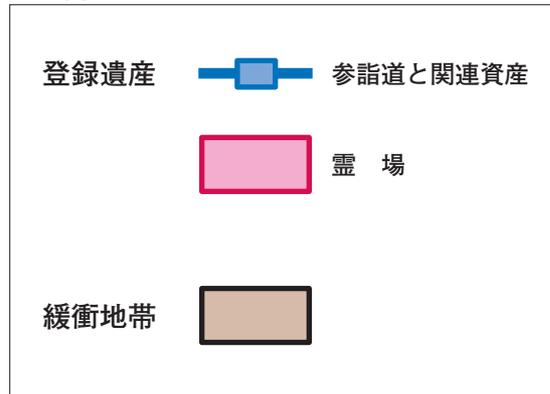


ネガティブ表示
濃い背景色の場合などロゴタイプが見えにくい場合は、白色(白ヌキ)とするネガティブ表示としてください。



※最小使用サイズとはロゴ、マークを合わせた全長サイズのことです。

凡 例



1

ツヅラト峠道
荷坂峠道



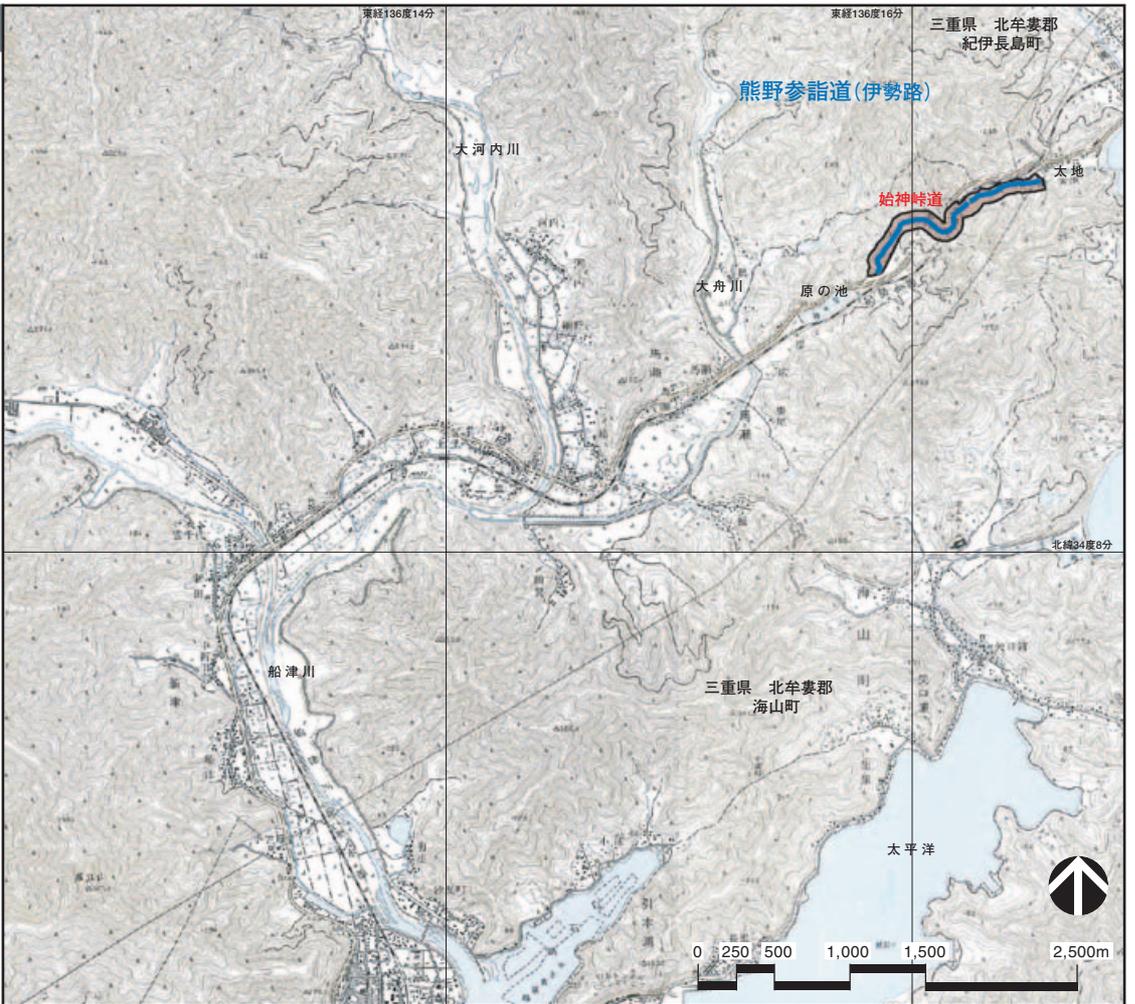
2

三浦峠道
始神峠道



3

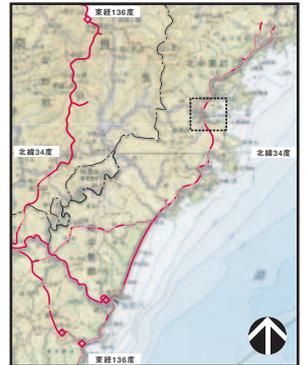
始神峠道





4

馬越峠道



5

八鬼山道



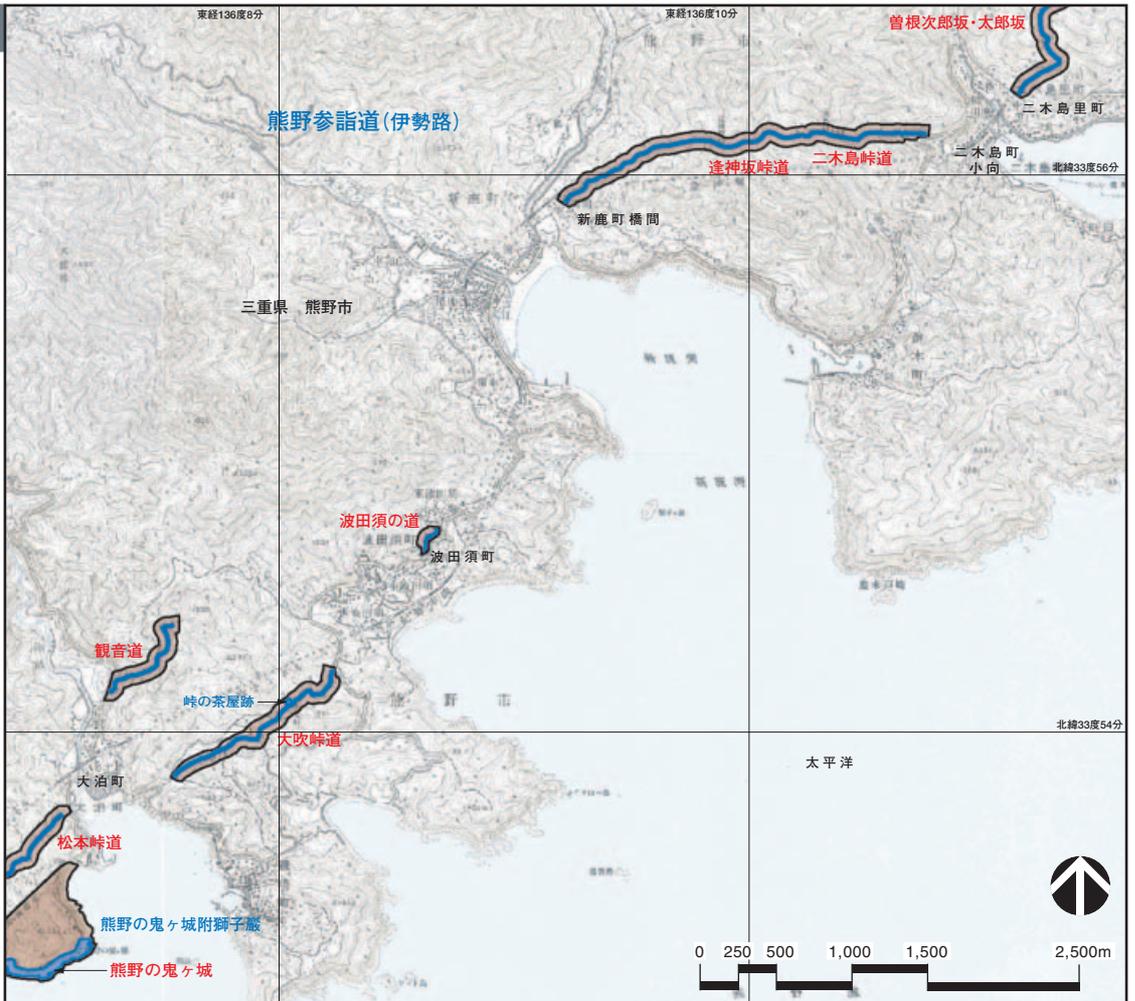
6

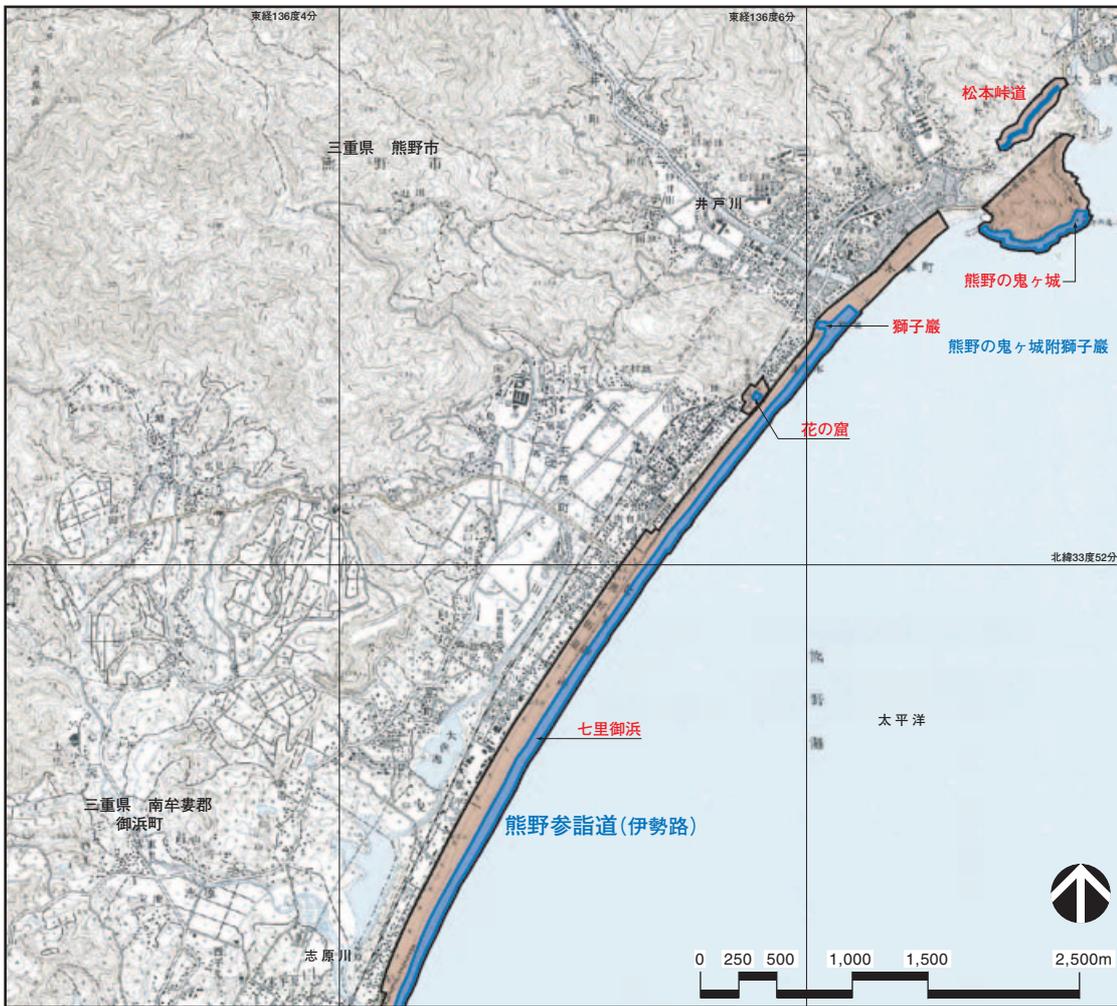
三木峠道
羽後峠道
曾根次郎坂・太郎坂



7

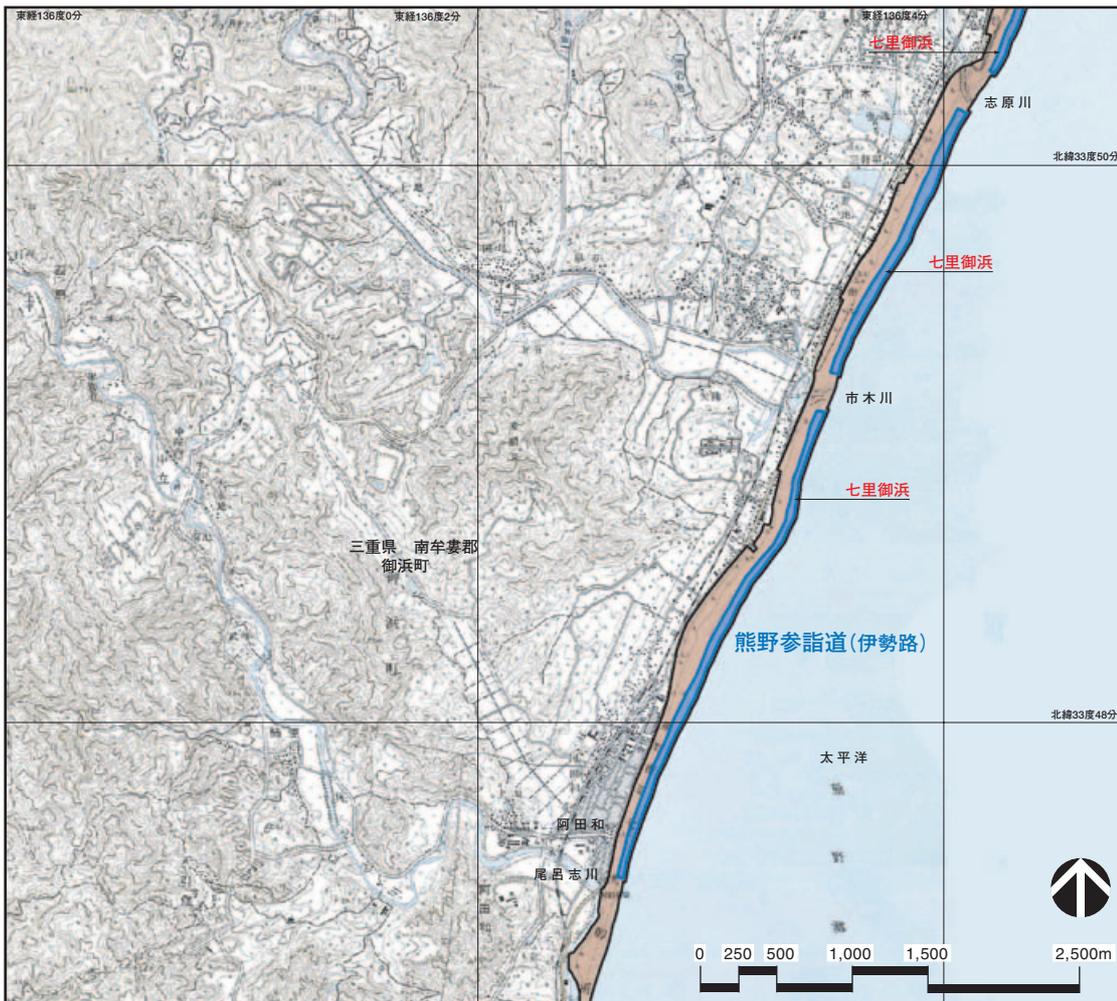
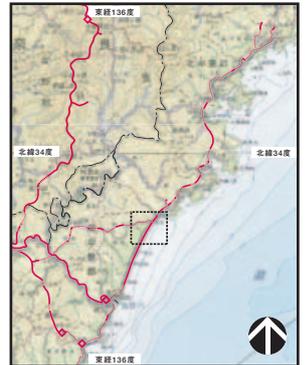
曾根次郎坂・太郎坂
二木島峠道
逢神坂峠道
波田須の道
大吹峠道
観音道
松本峠道
熊野の鬼ヶ城





8

松本峠道
熊野の鬼ヶ城
獅子巖
花の窟
七里御浜



9

七里御浜



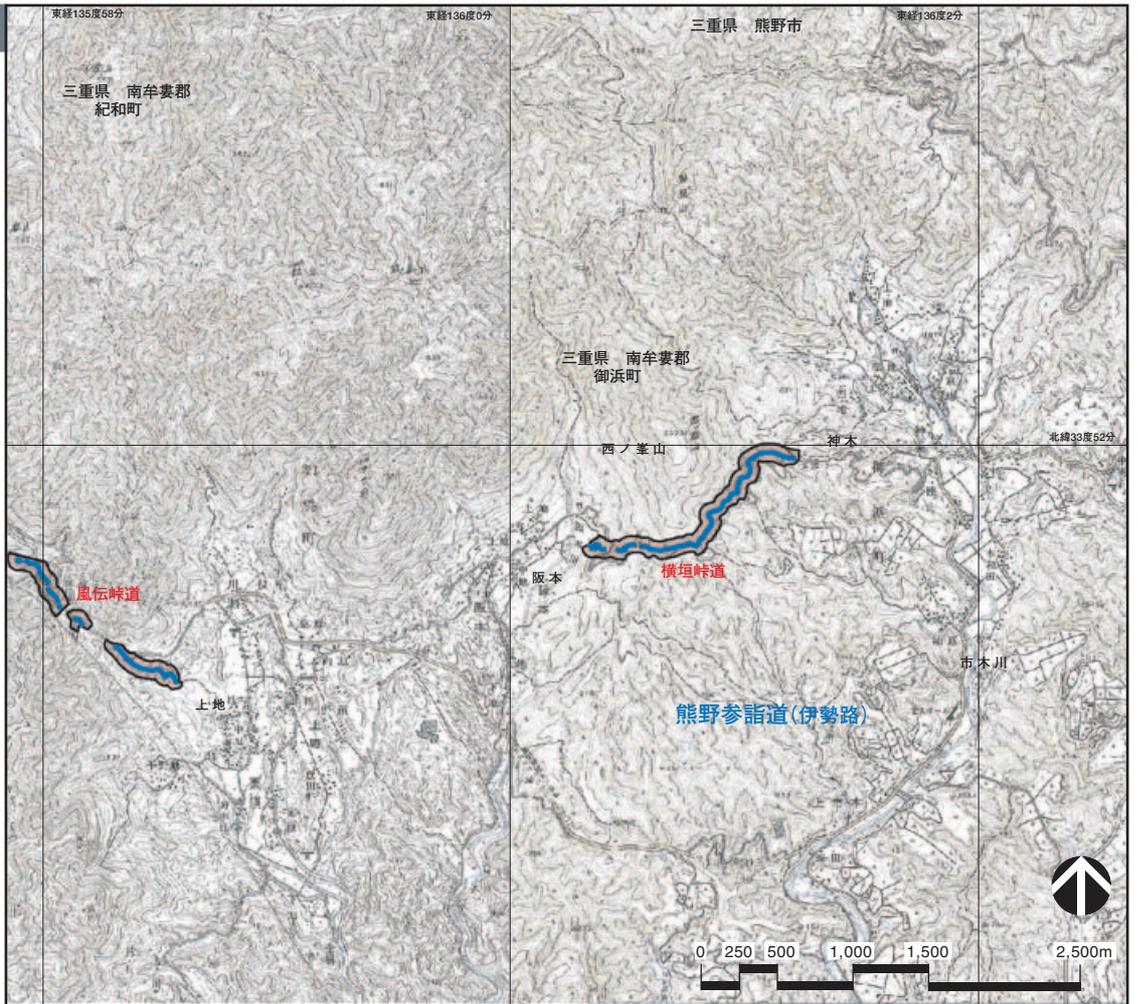
10

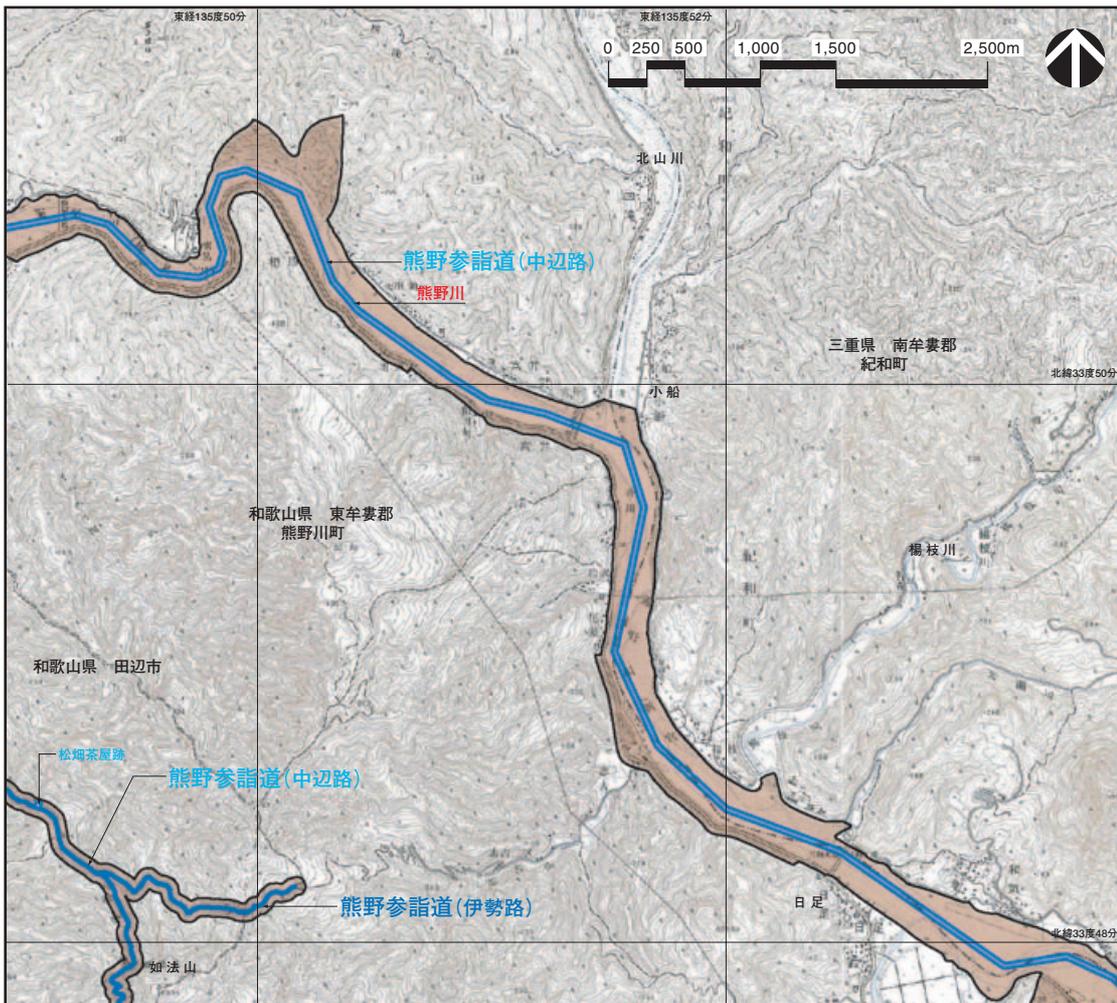
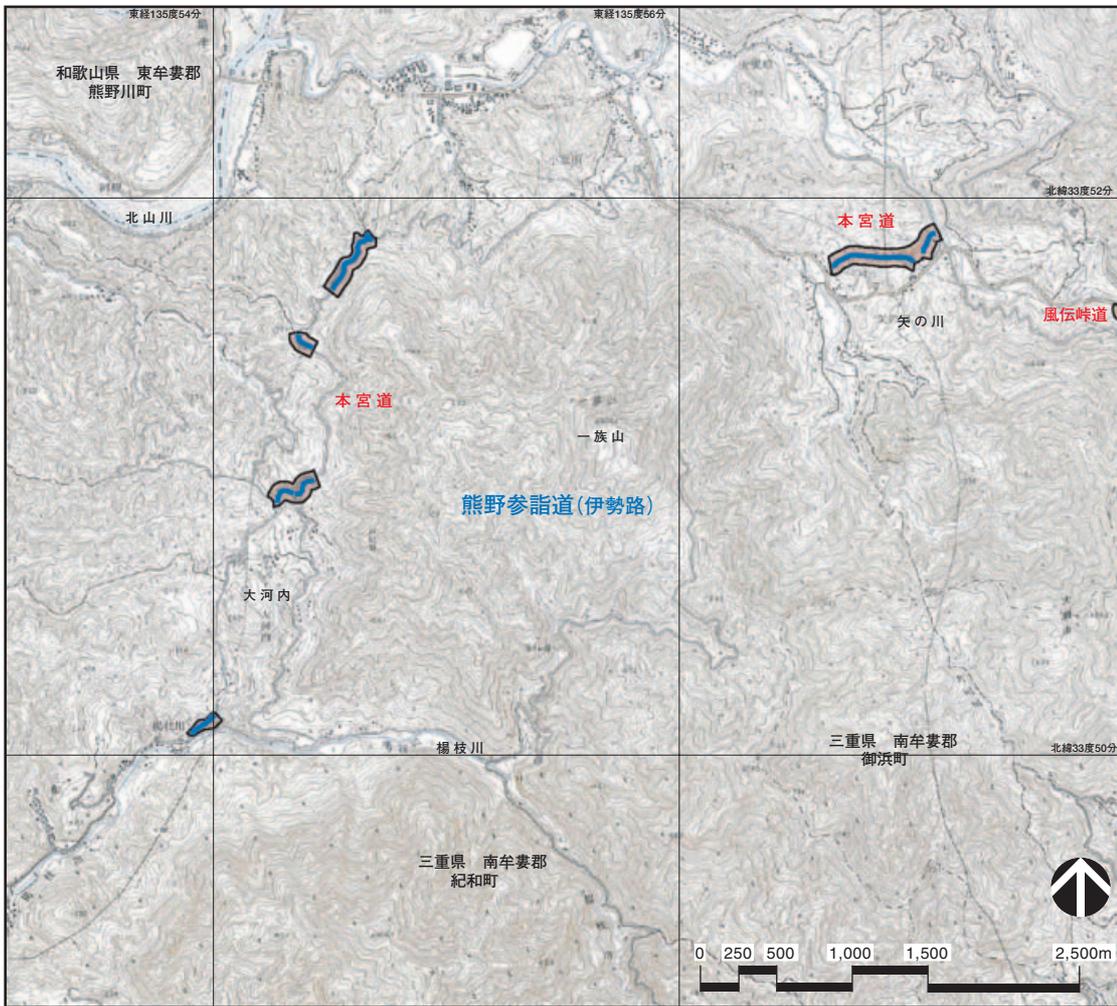
七里御浜



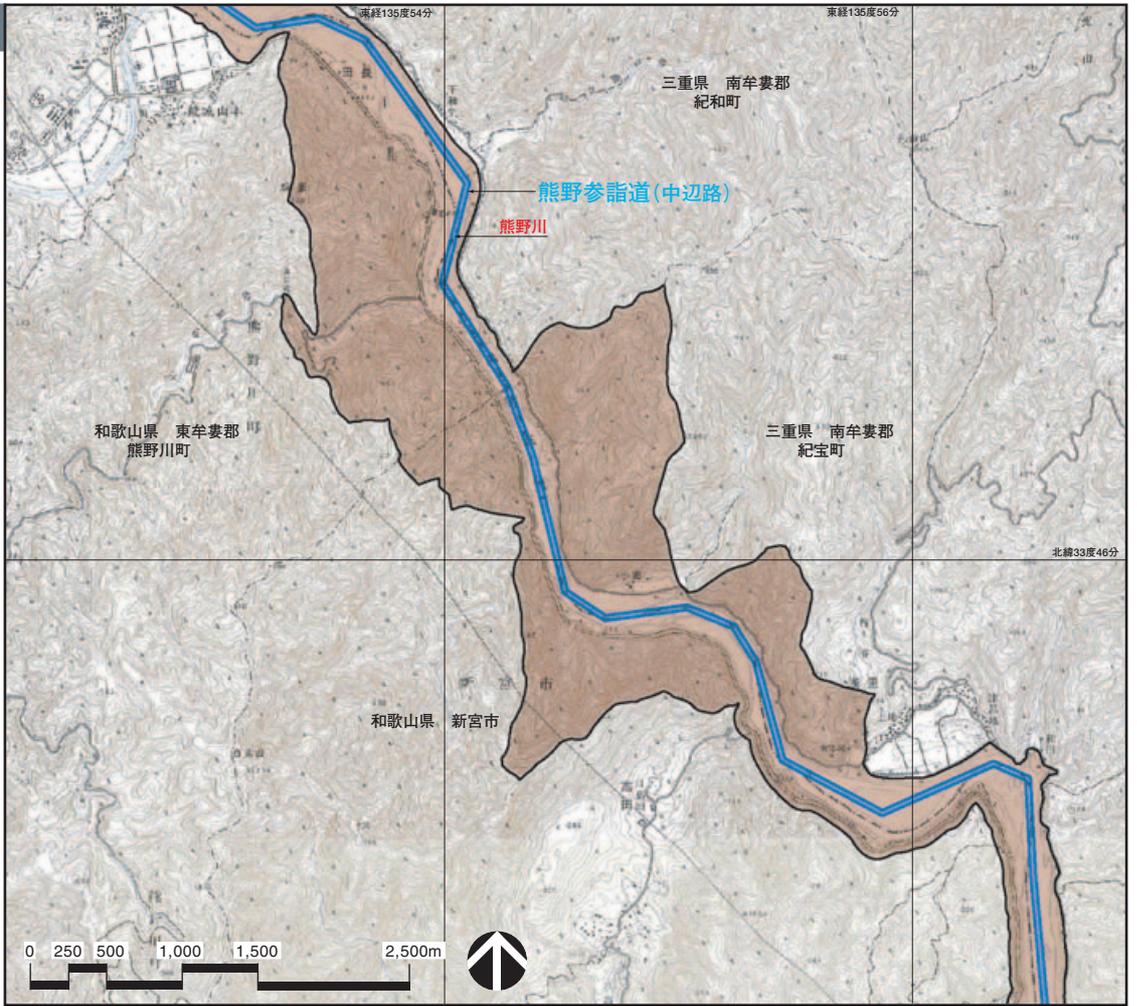
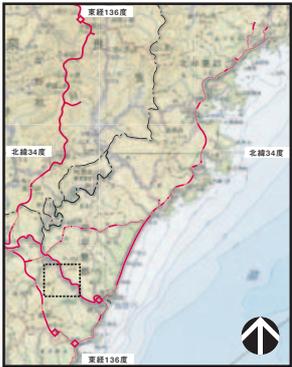
11

横垣峠道
風伝峠道

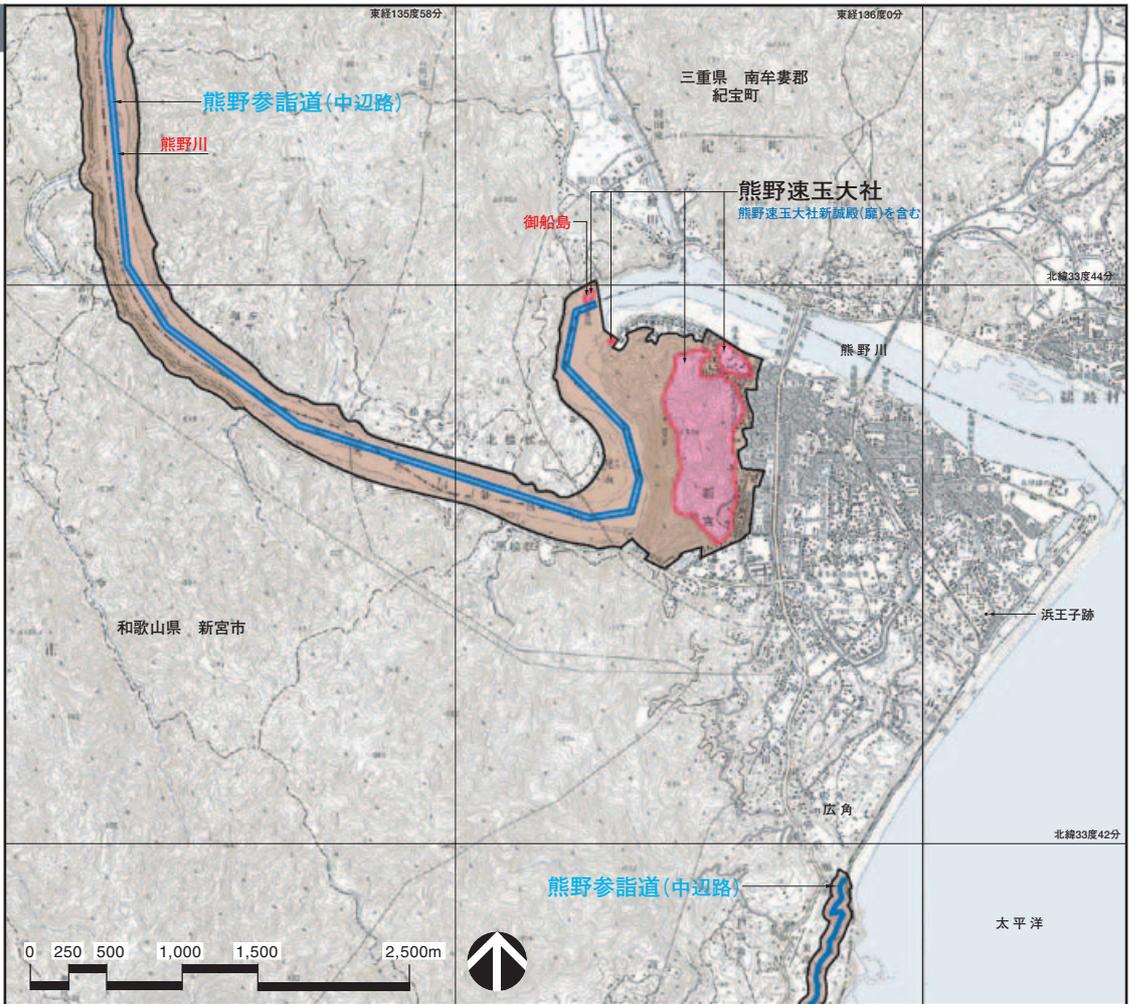




熊野川



熊野川
熊野速玉大社 御船島



3-5 世界遺産の保全について

3-5-1 法と条例

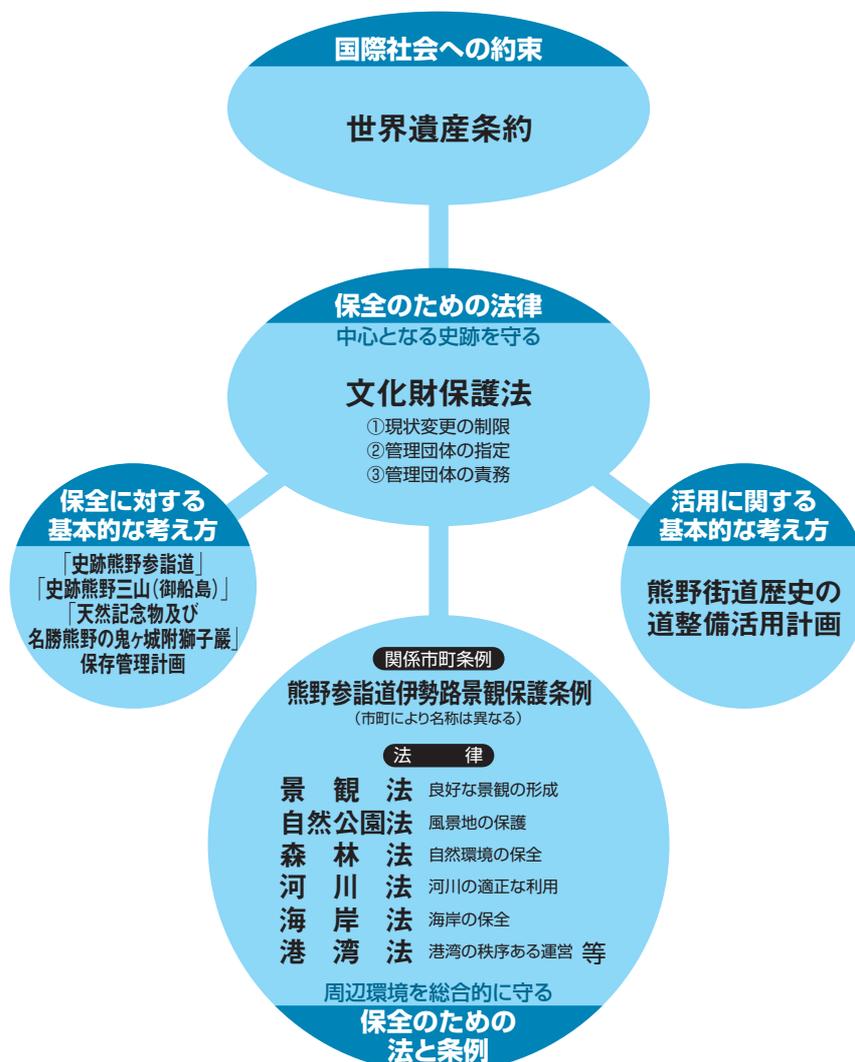
熊野古道やその周辺の地域が世界遺産に登録されたことにより、「世界遺産条約」の基本精神に則り保全に努め、次世代に確実に伝えていくために最善の努力を尽くさなければなりません。中心となる地域は国の史跡等に指定され、「文化財保護法」等の法令によって保全されています。周辺地域についても、関係法や市町が定める「熊野参詣道伊勢路景観保護条例」^{※1}によって景観や周辺環境が守られています。

また、登録にあたって、保全と活用の基本的な考え方が『「史跡熊野参詣道(熊野川、七里御浜)」「史跡熊野三山(御船島)」保存管理計画』(三重県)、『史跡熊野参詣道(伊勢路)保存管理計画』(市町)として、各資産を管理する県及び市町によりまとめられています。

さらにイコモスからは、より詳細な保存管理計画の提出が勧告されたため、三重県は、これらを含む保存管理計画として『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道(史跡熊野参詣道・熊野三山)保存管理計画(仮称)』(三重県)を策定し、平成18年2月に提出の予定です。

※1 条例と計画の名称は市町により異なる。

※2 ICOMOS(International Council on Monuments and Sites)＝国際記念物遺跡会議。文化遺産の保存・修復に関する研究を行う非政府組織(NGO)。世界各国に小委員会をもつユネスコの諮問機関。



3-5-2

モニタリング制度

世界遺産は登録後6年ごとに保全状況を報告し、見なおしの審査を受けることになっています。この制度をモニタリングといいます。モニタリングはエリア別を実施されるため、「紀伊山地の霊場と参詣道」については、平成21年に実施される予定です。

モニタリング時に、登録当初の状況が何らかの理由で損なわれ、問題点や改善すべき点などが指摘されれば、指導や警告、改善命令が出され、それでも状況が改善されなければ「危機にさらされている世界遺産」に登録されるという不名誉な事態となります。

世界遺産とは「一度失ったら最後、二度と再現することが不可能で、人類共通の未来に伝えていくべき価値があり、民族、国境を越えて国際的に協力して保護する必要のある文化財」であることを強く認識し、保全する国際的責任を果たしつつ、有効に活用しながら、次の世代へ伝えていかなければなりません。

3-5-3

遺産の真実性

世界遺産に登録されるには「世界遺産条約を履行するための作業指針」の中に示されている登録基準のいずれか一つ以上に合致するとともに(→3-3)、真実性(オーセンティシティ)や完全性(インテグリティ)の条件を満たすことが必要です。

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味します。主に建造物や遺跡などの文化遺産が持つ本物の芸術的、歴史的な価値のことをいい、意匠、材料、技術、環境がオリジナルな状態を保っていることが必要になります。復元や修復については、学術的な真実性に基づいて行わなければならないのは当然のことです。しかし道や文化的景観に対する真実性の取組は日本では今回が初めてのケースであり、また、道や景観は過去から現代まで絶えず変わり続けてきたものであるため、その取組については今後の大きな課題といえます。

景観配慮や利用者サービスなどにおいての安易な対応は、遺産の持つ真実性を損なう結果となりかねないため、十分な知識を持った慎重な対応が必要です。

3-5-4

コアゾーンとバッファゾーン

世界遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域を「コアゾーン(核心地域)」と呼びます。文化遺産のコアゾーンは、文化財保護法により史跡などに指定され、国が保護する姿勢を明確にする必要があります。

また、コアゾーンの周囲に設けられた利用制限区域を「バッファゾーン(緩衝地帯)」と呼びます。バッファゾーンは、関係市町村の条例や自然公園法・河川法等で守られています。





資料集

- 熊野古道に係わる機構・法律・ルール等
- 関係団体名簿
- 熊野古道の保全と活用に関する関係組織一覧
- 第1期策定メンバー・第2期策定参加者

熊野古道に係わる機構・法律・ルール等

1 ユネスコ【UNESCO】(国連教育科学文化機関)

教育、科学、文化を通じて諸国間の協力を促進し、世界の平和と安全に貢献することを目的とする国際連合の専門機関。ユネスコの目的は、(1)諸国民の相互理解と思想の自由な交流、(2)教育と文化の普及、(3)知識の維持、増進、普及の三つに要約され、これらを通じて戦争を精神面から防止することが意図されています。2003年10月現在、加盟国数は190。日本は国連加盟に先だって、1951年(昭和26)7月2日に加盟国となりました。

2 世界遺産条約

国際的な意義や取り決めに示したもので、具体的な保全に関しては条約締結国の国内法で守られることが前提になっています。

→3-1-2参照

3 文化財保護法

世界遺産の文化遺産の核となる史跡は文化財保護法によって守られます。

①現状変更の制限

文化財保護法第125条において「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。(後略)」と定義されています。

現状変更しようとする場合には、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」により許可申請書を提出し、文化庁長官の許可を受ける必要があります。また、終了後には報告書を提出しなければなりません。ただし、軽微な現状変更の場合は都道府県及び市で行います。

(文化財保護法施行令 第5条第4項)

②管理団体の指定

文化財保護法第113条によって「所有者がないか若しくは判明しない場合又は(中略)管理者が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(中略)を行わせる事ができる。」とあり、熊野古道は該各市町村が管理団体にあたります。

③管理団体の責務

管理団体は次の責務を負わなければなりません。

- 管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければなりません。(法・第115条第1項)
- 指定地域内の土地について、所在、地番、地目又は地籍に移動があったときには文化庁長官に届け出なければなりません。(法・第115条第2項)
- 復旧を行う場合は、あらかじめその復旧の方法及び時期について所有者及び占有者の意見を聞かなければなりません。(法・第115条第3項)
- 復旧を行う場合は、文化庁長官へ届け出なければなりません。(法・第127条)

- 管理団体が行う管理及び復旧に関する費用は、文化財保護法で定めてある補助金が助成される場合を除いて、管理団体が負担しなければなりません。

(法・第116条第1項)

- 毀損、滅失の場合は、書面で文化庁長官に届け出なければなりません。

(法・第33条)

4 文化財保護法の改正(文化的景観の追加)

文化財保護法が改正され、従来の「文化財」の定義の5分野に「文化的景観」が追加されました。(平成17年4月1日より施行)これまでの文化財保護法では、「有形文化財」(建造物、絵画、工芸品、古文書等)、「無形文化財」(演劇、音楽、工芸技術等)、「民俗文化財」(風俗習慣、民俗芸能等)、「記念物」(貝塚、古墳、城跡等)、「伝統的建造物群」(周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している建造物群)の5分野でしたが、「文化的景観」(→下記①参照)が加わりました。また、同改正で「民俗文化財」の保護対象に「民俗技術」が追加されています。

文化財保護法に追加された文化的景観に関する主な事項は次のとおりです。

- ①地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業のため欠くことのできないものを文化的景観とし、文化財として位置付けることとする。(第2条関係)
- ②文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法で定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定することができるものとする。(第134条関係)
- ③重要文化的景観の全部又は一部が滅失し損した場合や現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合に所有者等が届出を行うとともに、文化庁長官が必要な指導、助言又は勧告をすることができるなど、必要な保護措置を講ずることとする。(第136条～第140条関係)
- ④重要文化的景観の選定に当たっては、関係者の所有権等財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整や農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならないものとし、文化庁長官が勧告等をしようとするときは、関係各省各庁の長と協議しなければならないものとする。(第141条関係)

5 景観法

都道府県・市町村が行う景観づくりを支援するための新しい法律として、「景観法」が平成16年6月に制定されました。

景観法は、良好な景観の形成について、国としての基本理念や国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにした、日本で初めての法律です。地域の個性を発揮し

た景観づくりができるよう、具体的な規制は、都道府県や市町村と住民が自主的に定めるしくみになっています。

地方自治体が景観計画をつくり、建築などを規制できるとした景観に関する初の包括的な法律で、特に重要な景観地区の建築物や塀の色、デザインなど意匠も初めて規制しています。建築は自治体の認定制にし、違反者には罰金を科すなど、自治体に強い権限を与えています。また、自治体から指定を受けた景観整備機構と行政は、街づくりを進める農林業や鉄道などの事業者、住民らが入った景観協議会を組織できるとされています。

6 景観保護条例（関係市町）

各関係市町において、「熊野参詣道伊勢路景観保護条例」（市町により正式名称は異なります）が定められています。この条例は、熊野古道の歴史・文化・自然を守り、そのすぐれた条件を活かした景観づくりについて必要な事項を定めることにより、住民の生活を豊かにするとともに良好な文化的景観を将来に継承することを目的としています。

この条例に基づき、各市町は熊野古道の環境保全状況を把握し、その指導にあたるための環境保全指導員を置くことができます。

7 「史跡熊野参詣道」「史跡熊野三山(御船島)」「天然記念物及び名勝熊野の鬼ヶ城附獅子巖」保存管理計画

世界遺産を構成する文化財を、文化財保護法に基づいて将来にわたり適切に保存し、管理するために三重県教育委員会が策定したものです。

文化財の永続的な保護を基本としていますが、あわせて

- ①自然崩壊などに対する復旧(修理)
- ②地域の特性を重視し、わかりやすく正しい歴史空間の復元を目指した整備
- ③利用者の利便をはかるための便益施設の必要最小限の整備

などを行うことにより、歴史と文化を学ぶ場として活用されることも目的としています。そのうえで、現状変更の取り扱いなど具体的な保存管理の方法を定めています。

8 熊野街道歴史の道整備活用計画

世界遺産の登録地及び熊野街道周辺地域に残されている文化財など、歴史的・文化的な価値を持つものを対象として、周辺環境を含めた総合的な整備及び積極的な活用のための計画として三重県教育委員会が策定したものです。この計画は次の考えを基本としています。

- ①歴史的事実に基づいた客観性の高い修理・復元の方針を定める
- ②安全性及び利便性にも配慮した道の整備を行う
- ③道の連続性が認識できるような整備を行う
- ④史跡等の周辺環境も視野に入れた整備を行う

- ⑤適切な活用施設の設置を計画する
- ⑥適切な情報提供に努める

9 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産となった参詣道を保全していくため、三重県、奈良県、和歌山県の3県が共同して、ルールの公募等、多くの住民の方々の協力を得て、参詣道を訪れる人々が守るべきルールを策定し、平成16年7月8日、「世界遺産登録推進三県協議会」において決定されました。

紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

1 「人類の遺産」をみんなで守ります

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産の素晴らしさを、みんなの力で末永く後世へ伝えましょう。

2 いにしえからの祈りの心をたどります

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

5 計画と装備を万全に、ゆとりをもって歩きます

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

6 道からはずれないようにします

道をはずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

7 火の用心をこころがけます

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いは十分注意しましょう。

8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします

地域の人たちが古くから守りつづけてきた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。

関係団体名簿

| 団体名 | 代表者 | 連絡先 | TEL |
|-------------------------|--------|-----------------------|---------------|
| ■熊野古道ガイドボランティア団体 | | | |
| 熊野古道語り部友の会 | 花尻 薫 | 東紀州地域活性化事業推進協議会内 | ☎0597-23-3784 |
| ■熊野古道整備保存団体 | | | |
| 荷坂峠まもる会(荷坂峠) | 古畑 和良 | 紀伊長島町東長島2247-1 | ☎05974-7-5608 |
| ツヅラト峠を守る会(ツヅラト峠) | 谷 勝 | 紀伊長島町島原646-2 | ☎05974-7-0768 |
| 始神峠を守る会(始神峠) | 鈴木 兼雄 | 紀伊長島町三浦318 | ☎05974-9-3353 |
| 海山熊野古道の会(馬越峠・始神峠) | 玉津 充 | 海山町大字便ノ山312 | ☎0597-32-1248 |
| NPO紀北くまの道 | 川端 守 | 尾鷲市馬越町1509-49 | ☎0597-22-3597 |
| 向井クリーンクラブ(八鬼山越) | 岡 昭 | 尾鷲市向井387-4 | ☎0597-22-5969 |
| ルーパーの会(三木峠・羽後峠) | 大川 善士 | 尾鷲市賀田541-12 | ☎0597-27-2242 |
| 曾根次郎坂を守る会(曾根次郎坂) | 森 董 | 尾鷲市古戸町1-25 | ☎0597-22-6958 |
| 蓬萊会(大吹峠) | 竹本 秋夫 | 熊野市波田須町464-4 | ☎0597-86-1858 |
| 熊野だんだんの会(松本峠) | 西 一夫 | 熊野市井戸町653-17 | ☎0597-85-3664 |
| グリーンボランティア「熊野古道くまの」 | 林 伸行 | 熊野市森林組合内 | ☎0597-89-5791 |
| 熊野古道横垣サポートセンター(横垣峠) | 中門 丈夫 | 御浜町神木2059 | ☎0597-92-0764 |
| 熊野古道横垣・風伝峠保存会(横垣峠・風伝峠) | 亀田 昭治 | 御浜町阪本164 | ☎05979-4-1317 |
| ■商工会議所等 | | | |
| 尾鷲商工会議所 | 土井八郎兵衛 | 尾鷲市朝日町14-45 | ☎0597-22-2611 |
| 熊野商工会議所 | 森岡 峯 | 熊野市木本町171 | ☎0597-89-3435 |
| 大紀町商工会 | 田中昭一郎 | 大紀町滝原1508-3 | ☎0598-86-2119 |
| 紀伊長島町商工会 | 中野 公郎 | 紀伊長島町長島875-1 | ☎05974-7-0576 |
| 海山町商工会 | 植村 恭行 | 海山町引本浦871 | ☎0597-32-0519 |
| 御浜町商工会 | 清水 留吉 | 御浜町下市木919-45 | ☎05979-2-3220 |
| 紀宝町商工会 | 小門 廣義 | 紀宝町成川656 | ☎0735-21-6475 |
| 紀和町商工会 | 岡本 元博 | 紀和町板屋81 | ☎05979-7-0179 |
| 鶴殿村商工会 | 福本 稔夫 | 鶴殿村324 | ☎0735-32-0383 |
| (社)尾鷲青年会議所 | 土井 正和 | 尾鷲市朝日町14-45 | ☎0597-22-3539 |
| (社)熊野青年会議所 | 山門 弘毅 | 熊野市木本町171 | ☎0597-89-3435 |
| ■観光協会等 | | | |
| 尾鷲観光協会 | 大藤 大 | 尾鷲市新産業創造課内 | ☎0597-23-8261 |
| 熊野市観光協会 | 柴田 敏彦 | 熊野市井戸町657-2 | ☎0597-89-0100 |
| 熊野市観光公社 | 柴田 敏彦 | 熊野市井戸町657-2 | ☎0597-89-2229 |
| 紀伊長島観光サービスセンター | 中野 公郎 | 紀伊長島町東長島2410-73 | ☎05974-6-3555 |
| 海山町観光協会 | 佐々木真純 | 海山町水産商工課内 | ☎0597-32-1111 |
| ■旅館・飲食関係等 | | | |
| 尾鷲旅館組合 | 真井 靖文 | 尾鷲市坂場5-3(望月観光) | ☎0597-22-0040 |
| 尾鷲民宿組合 | 田中 康代 | 尾鷲市新産業創造課内 | ☎0597-23-8261 |
| 尾鷲飲食店組合 | 仲本 捷男 | 尾鷲市矢浜岡崎町261-1(三紀産業) | ☎0597-22-4320 |
| 古里民宿組合 | 垣内まつ子 | 紀伊長島町海野1032(うなばら) | ☎05974-9-3123 |
| 紀伊長島飲食店組合 | 世古 勝彦 | 紀伊長島町東長島2574-3(みさき商店) | ☎05974-7-0077 |
| 海山旅館組合 | 佐々木真純 | 海山町商工会内 | ☎0597-32-0519 |
| 海山飲食店組合 | 畑内 謙志 | 海山町商工会内 | ☎0597-32-0519 |
| ■森林組合 | | | |
| 森林組合おわせ | 速水 亨 | 海山町便ノ山200 | ☎0597-32-0275 |
| 熊野市森林組合 | 朝尾 高明 | 熊野市井戸349-1 | ☎0597-89-5791 |
| 紀南森林組合 | 井戸 規雄 | 紀和町板屋81 | ☎05979-7-0059 |

熊野古道の保全と活用に関する関係組織一覧

| 目 的 | 事 業 | 構 成 | 事務局 |
|-----|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|-----|

■世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会

(平成17年5月19日設立)

| | | | |
|--|--|--|-----------------------|
| 三重県、奈良県及び和歌山県が連携して、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用を推進する。 | ①保存管理計画の遂行 ②「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第29条に規定する報告書の作成 ③「紀伊山地の霊場と参詣道」の活用 ④「紀伊山地の霊場と参詣道」の普及啓発 ⑤その他目的達成に必要な事業 | 会 長：和歌山県知事 副会長：三重県知事、奈良県知事 委 員：三重県教育長、奈良県教育長、和歌山県教育長、三重県地域振興部長、奈良県企画部長、和歌山県企画部長、熊野市長、紀伊長島町教育長、吉野町長、十津川村長、新宮市長、高野町長 | 和歌山県教育庁 生涯学習局文化遺産課 |
|--|--|--|-----------------------|

■紀伊半島活性化協議会

(平成17年3月25日設立)

| | | | |
|--|--|--|-----------------------------------|
| 紀伊半島の振興に係る地域づくり・地域振興・観光などの事業について、関係機関相互の連絡調整をはかり、事業の円滑な推進に資する。 | ①紀伊半島の振興に係る地域づくり・地域振興・観光などの事業について、連絡調整に関する必要事項 ②その他、目的を達成するために必要な事項 | 会 長：和歌山県企画部計画局地域振興課長 委 員：三重県・奈良県及び和歌山県の地域振興担当課長、同観光振興担当課長、同県土整備担当課長、近畿総合通信局、近畿農政局、近畿経済産業局、中部地方整備局、近畿地方整備局、近畿運輸局、環境省近畿地区自然保護事務所の企画観光担当課長 | 近畿地方整備局企画部 和歌山県企画部計画局地域振興課 |
|--|--|--|-----------------------------------|

■三重県世界遺産保全・活用推進協議会(仮称)

(平成17年度設立予定)

| | | | |
|-------------------------------|--|---|-------------------|
| 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用を推進する。 | ①世界遺産の保全・活用にかかる県と市町村の総合調整に関すること ②世界遺産の危機管理に関すること ③世界遺産の保全・活用にかかる普及啓発に関すること ④その他協議会の目的達成に必要なこと | 会 長：三重県知事 委 員：東紀州地域8市町村長、大紀町長、三重県教育長、三重県地域振興部長、三重県紀北県民局長、三重県紀南県民局長、東紀州地域8市町村教育長、大紀町教育長、三重県尾鷲教育事務所長、三重県熊野教育事務所長 | 三重県教育委員会事務局文化財保護室 |
|-------------------------------|--|---|-------------------|

■三重県世界遺産保全・活用推進協議会幹事会(仮称)

(平成17年度設立予定)

| | | | |
|-----------------------|---|--|-------------------|
| 協議会の能率的運営を期し、事務を整理する。 | ①協議会から付議された事項に関すること ②その他協議会の運営に必要な事項に関すること | 幹 事：東紀州地域8市町村企画担当課長、大紀町企画振興課長、三重県教育委員会事務局文化財保護室副参事、三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト推進監、三重県紀北県民局企画調整部長、三重県紀南県民局企画調整部長、東紀州地域8市町村教育委員会事務局課長、大紀町教育委員会事務局課長、三重県尾鷲教育事務所課長、三重県熊野教育事務所課長、三重県立熊野少年自然の家所長、東紀州地域活性化事業推進協議会事務局長 | 三重県教育委員会事務局文化財保護室 |
|-----------------------|---|--|-------------------|

■熊野古道の保全と活用にかかる連絡調整会議

(平成16年7月27日設立)

| | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|
| 熊野古道アクションプログラムの実効性を確保し、熊野古道の保全と活用を図る。 | 熊野古道アクションプログラムについて、意見交換、情報共有、連携または調整等を行う。 | 三重県総合企画局、総務局、防災危機管理局、生活部、健康福祉部、環境森林部、農水商工部、地域振興部、県土整備部、紀北県民局、紀南県民局、教育委員会事務局の企画担当室長 | 三重県教育委員会事務局文化財保護室 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト |
|---------------------------------------|---|--|--|

第1期 策定メンバー

市民プランナー

- 尾鷲市 池田比早子 伊東 将志
内山 紗世 大川 善士 大戸 宏充
小倉 修 川口 有三 川口 洋司
津村 衛 速水 貴子 村嶋 篤史
湯浅 美穂 吉田 金好
- 熊野市 朝尾 高明 植村 淳
榎谷 勝弘 小山 芳子 柴田 敏彦
田岡 陽子 竹内 捷二 研屋 明生
花尻 薫 浜口 克茂 林 伸行
宮崎 浩成 向井 弘晏 山川 雅史
山本 洋信 脇濱 厚子
- 紀伊長島町 鏡谷 良徳 河井 泰爾
北村 佳生 久保 幸夫 小林嘉兵衛
鈴木 兼雄 谷 勝 谷 水穂
西村 脩作 西村 専司 中井 孝佳
長井 尚子 長澤 浩 野呂 義樹
東 和孝 東川 庸介 南 重光
向井 清 脇 愛奈
- 海山町 玉津 充 西村悠紀子
- 御浜町 宇戸平正敏 奥西 正守
- 紀宝町 井戸 規雄 榎本 慎一
苅谷 健生 莊司 健 谷口 昌宏
- 紀和町 前地 林

行政職員

- 国土交通省
作田 豊彦 紀勢国道事務所管理第一課
岡田 武久 紀勢国道事務所調査設計課
石田 英之 紀勢国道事務所調査設計課
出口 大治 紀勢国道事務所調査設計課
- 尾鷲市
高芝 豊 企画課
平井 正樹 企画課
野田 憲市 新産業創造課
浜野 敏明 新産業創造課
戸澤 真人 建設課
- 熊野市
浜野 晃一 市長公室
三石 学 観光交流課
城 六男 教育委員会社会教育課
- 大内山村
森岡 正文 企画振興課
玉城 謙治 産業建設課
- 紀伊長島町
石倉 充能 企画商工課
宮原 優 教育委員会
- 海山町
上ノ坊健二 企画課
玉津 武幸 教育委員会生涯学習課
- 御浜町
西田 秀雄 企画振興課
- 紀宝町
森倉 一俊 企画調整課
鈴木喜代治 教育委員会
- 紀和町
恵木 博若 企画観光課
- 鷯殿村
小倉 格一 教育委員会教育課

●東紀州活性化事業推進協議会

浅井 洋
山川 正夫

●三重県

長嶋 真貴 生活部文化振興チーム
 蘭部 英幸 農林水産商工部むらへの活力づくり支援チーム
 黒部 勝司 地域振興部ネットワーク管理チーム
 中村 淳一 県土整備部住民参画チーム
 倉口 弘明 紀北県民局企画調整部
 湯浅久美子 紀北県民局県税課
 谷崎 寧 紀北県民局生活環境部
 岩本 美保 紀北県民局保健福祉部
 津田 文吾 紀北県民局農林水産商工部
 高村 順 紀北県民局農林水産商工部
 下村 大介 紀北県民局建設部
 石野 和幸 紀南県民局企画調整部
 杉山 忠 紀南県民局企画調整部
 坂口 尚 紀南県民局生活環境部
 小島 潤一 紀南県民局農林商工部
 正木 広也 紀南県民局建設部
 森 秀司 企業庁宮川発電管理事務所
 近澤多賀子 世界遺産登録推進プロジェクトグループ
 竹内 英昭 教育委員会事務局文化財保護チーム
 大川 新 教育委員会事務局尾鷲教育事務所
 更屋 好年 教育委員会事務局熊野教育事務所

サポーター

秋山 則子 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク 理事長
 大塚 隆 (有)桜自然塾 代表取締役塾長
 玉野 隆 (有)かめの森 代表取締役
 中村 元美 (有)伊勢文化舎 営業企画チーフ
 中村 伊英 まちづくりNPOウイリアム・テルズ・アップル 代表
 橋本あゆみ 伊勢志摩パリアフリーツアーセンター 事務局長
 増田 喜昭 子どもの本専門店メリーゴーランド 店主
 森 武史 写真家
 森本かおり NPO法人伊勢志摩NPOネットワークの会 広報委員長
 吉川 和之 季刊NAGI 発行人

アドバイザー

市川 啓一 (株)レスキューナウドット・ネット 代表取締役
 小倉 肇 紀伊長島町教育委員会 教育長
 小倉 均 建築家
 蓮見 孝 筑波大学芸術学系 教授
 林 春男 京都大学防災研究所 教授
 速水 亨 速水林業 代表

事務局

前田 憲司 フリーライター
 山本 康史 ハローボランティア・ネットワークみえ 代表
 平野 昌 三重県地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ
 田口 幸義 三重県地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ
 菅原 靖夫 三重県地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ

第2期 策定参加者

アンケート回答者/機関

- 尾鷲市 青木 健齋 池田比早子
大藤 大 垣内 昭子 川口 有三
川口 洋司 川端 一 七見 憲一
杉下 栄吉 竹本 直史 西山 郁子
藤原 長弘 松井 勝嘉 松永 敏
南 靖久 森口 啓男 山口 正昭
大和 周二 吉田 金好
- 熊野市 大畑美佐保 河上和佐子
喜志 光代 小山 芳子 篠原三枝子
柴田 敏彦 下浜興一郎 高見 守
竹内 捷二 竹本 秋夫 辻 由紀子
中森 玉子 林 伸行 山川 雅史
●紀伊長島町 岡本 安弘 河井 泰爾
久保 幸夫 谷 勝 中井 孝佳
東 健二 古畑 和良
- 海山町 岡本 耕治 北村 豪基
北村 進 柴田 洋巳 玉津 充
西尾 寛明
- 御浜町 宇土平正敏 海上 昶
九重地康之 芝崎 格尚 須崎 行雄
中納 米子 真砂 金弥 村嶋 栄重
山崎 安子 山本 章彦 渡辺 芳遠
●紀宝町 井戸 規雄 大西 為義
苅谷 健生 莊司 健 谷口 昌宏
- 紀和町 杉村 吉保
- 鷯殿村 中村 卓巳
- 津市 塚本 明
- 伊勢市 中村 元美 吉川 和之
- いなべ市 崎久保正樹
- 玉城町 森 武史
- 東京都 市川 啓一
- 愛知県 大川 殷生 根本 鎮郎
- 京都府 古村 学
- 和歌山県 平田 知久 辻田 友紀

(社)三重県観光連盟

三重県観光販売システムズ
 国土交通省紀勢国道事務所調査設計課

熊野市観光交流課

熊野市教育委員会事務局

海山町教育委員会事務局

御浜町教育委員会事務局

紀和町教育委員会事務局

鷯殿村産業建設課

大内山村教育委員会事務局

津市市長公室政策課

いなべ市企画課

河芸町経営企画課

御園村企画室

紀南健康長寿推進協議会

三重県生活部生活総務室

三重県生活部文化振興室

三重県環境森林部環境森林総務室

三重県県土整備部港湾・海岸室

三重県紀北県民局保健福祉部

三重県紀南県民局企画調整部

三重県紀南県民局保健福祉部

三重県紀南県民局農政商工部

三重県教育委員会事務局文化財保護室

三重県立熊野少年自然の家

ヒアリング対象者/機関

- 池田比早子 NPO法人海虹路 代表
- 稲葉 信子 東京文化財研究所 室長
- 小倉 肇 紀伊長島町教育長
- 川端 守 NPO紀北くまの道 代表
- 北川 央 大阪城天守閣 主任学芸員
- 小石原 剛 NPOミーツ 企画・広報担当理事
- 杉尾 邦江 イコモス国際専門科委員会「文化の道委員会」委員
- 武村 泰男 三重県文化振興事業団 理事長
- 田中 利典 金峯山寺 執行長
- 谷 勝 ツゾラト峠を守る会 会長
- 辻田 友紀 大辺路刈開き隊 代表
- 寺口 瑞生 千里金蘭大学 助教授
- 鳥居 学 日本伝統文化振興財団 デレクター
- 内藤 廣 建築家・東京大学 教授
- 中村 賢一 伊勢文化舎 代表
- 中村 伸子 NPO法人「Theくまの」理事
- 西山 克 関西学院大学 教授
- 花尻 薫 熊野古道語り部友の会 会長
- 林 春男 京都大学防災研究所 教授
- 速水 勉 速水林業 代表
- 速水 亨 森林組合おわせ 代表理事組合長
- 東 豊 紀伊長島町国際交流協会 会長
- 広谷 純弘 建築研究所アーキビジョン 副代表
- 細野 晴臣 音楽家
- 宗田 好史 京都府立大学人間環境学部 助教授

- 国土交通省紀勢国道事務所
- 尾鷲市新産業創造課
- 尾鷲市教育委員会事務局
- 熊野市観光交流課
- 熊野市教育委員会事務局
- 紀伊長島町企画商工課
- 紀伊長島町教育委員会事務局
- 海山町企画課
- 海山町教育委員会事務局
- 御浜町企画振興課
- 御浜町教育委員会事務局
- 紀宝町企画調整課
- 紀宝町教育委員会事務局
- 紀和町産業振興課
- 紀和町教育委員会事務局
- 鵜殿村産業建設課
- 鵜殿村教育委員会事務局
- 大紀町商工観光課
- 大紀町教育委員会事務局
- 東紀州地域活性化事業推進協議会
- 三重県農水商工部観光・交流室
- 三重県県土整備部住民参画室
- 三重県教育委員会事務局文化財保護室
- 三重県立熊野少年自然の家

シンポジウム参加者

- シンポジスト
 - 池田比早子 NPO法人海虹路 代表
 - 植野めぐみ フルーガー
 - 小倉 肇 紀伊長島町教育長
 - 田中 利典 金峯山寺 執行長
 - 花尻 薫 熊野古道語り部友の会 会長
 - 速水 亨 速水林業 代表
- コーディネーター
 - 宗田 好史 京都府立大学人間環境学部 助教授
- 尾鷲市
 - 大川 善士 梶田 正真
 - 中井きみよ 中井だすけ 中村 レイ
 - 西前志久子 古山 正 吉田 金好
- 熊野市
 - 竹本 安雄 林 伸行

- 林川 実 丸山 淨汎 山川 雅史
- 紀伊長島町
 - 大西千恵子 奥田美和子 大西 功
 - 久保 幸夫 熊城 考朗 大西 成子
 - 鈴木 兼雄 鈴木ヒロ子 芝田 良子
 - 田中 正也 田中 宣一 高須喜美子
 - 長井 恭子 長井 武彦 筒井満代子
 - 長井 貞 長井 正幸 長井 義夫
 - 中須 甚勝 中野 和枝 中須 勝次
 - 西村 専司 畑中 郁郎 西田 勝美
 - 東 健二 東 豊 濱口 宗樹
 - 東 惇朗 東 淳子 東 行孝
 - 東 香織 樋口 雄一 樋口 千代
 - 福山ふみ子 福山 守良 古畑 和良
 - 古畑富太郎 古畑 春輝 堀内くるみ
 - 増井 正美 松岡 暎子 水口 義守
 - 道畑 香子 宮原 勇二 向井 博文
 - 柳田 いく
- 海山町
 - 石部 雅和 小倉 保則
 - 北村 進 久保 崇 柴田 洋巳
 - 玉津 充 速水 秀喜 宮坂幸治郎
- 紀宝町
 - 小倉 康正 小倉 直子
- 大紀町
 - 小倉 均 米倉 卓朗
- 津市
 - 八太惇之介
- 伊勢市
 - 中村 元美
- 松阪市
 - 栗木 久直
- 大台町
 - 上野 進
- 愛知県
 - 松田 好史
- 和歌山県
 - 新谷 洋一 辻 桂
- 辻田 友紀

- 国土交通省紀勢国道事務所
- 尾鷲市新産業創造課
- 尾鷲市教育委員会事務局
- 熊野市観光交流課
- 熊野市教育委員会事務局
- 紀伊長島町企画商工課
- 海山町企画課
- 海山町水産商工課
- 海山町教育委員会事務局
- 御浜町企画振興課
- 御浜町教育委員会事務局
- 紀宝町企画調整課
- 大紀町教育委員会事務局
- 伊勢市観光政策課
- 東紀州地域活性化事業推進協議会
- 三重県県土整備部住民参画室
- 三重県紀北県民局
- 三重県紀北県民局企画調整部
- 三重県紀北県民局県税部
- 三重県紀北県民局生活環境森林部
- 三重県紀北県民局保健福祉部
- 三重県紀北県民局農水商工部
- 三重県紀南県民局企画調整部
- 三重県松阪地方圏民局企画調整部
- 三重県松阪地方圏民局生活環境森林部
- 三重県南勢志摩県民局企画調整部
- 三重県南勢志摩県民局農水商工部
- 三重県教育委員会事務局文化財保護室
- 三重県熊野教育事務所
- 三重県監査委員事務局
- 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト

協働会議出席者

- 世話人
 - 市民活動分野 花尻 薫 熊野古道語り部友の会 会長

- 森林環境分野
 - 速水 亨 速水林業 代表
- 産業分野
 - 内山 良輔 尾鷲商工会議所 専務理事
 - 松永 敏 尾鷲商工会議所 専務理事 (H16.10.31まで)
- 学術分野
 - 小倉 肇 みえ熊野学研究会 運営委員長
- 行政分野
 - 南川 正隆 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト 推進監
- 尾鷲市
 - 青木 健齋 岩出 育雄
 - 大川 善士 小川 泰利 金子美保子
 - 川口 有三 川口 京子 杉下 昭介
 - 竹本 直史 田中 茂勝 野田 敦美
 - 端無 徹也 深田 亨 古山 正
 - 松井 勝嘉 森 薫 山口 和昭
 - 吉田 大作 吉田 金好
- 熊野市
 - 井谷 誠 川邑まつよ
 - 柴田 敏彦 下浜興一郎 高見 守
 - 西 一夫 藤森 和子 山川 雅史
 - 和田 清次
- 紀伊長島町
 - 久保 幸夫 鈴木 兼雄
 - 丹羽 宏司 東 豊 牧野 広治
- 海山町
 - 柴田 洋巳 玉津 充
- 御浜町
 - 清水 鎮一 須崎 行雄
- 紀宝町
 - 中納 米子
- 鵜殿村
 - 大西 為義 小山 佳子
 - 小山 益生
- 大紀町
 - 小倉 康正
- 伊勢市
 - 中村 元美
- 大台町
 - 上野 進
- 玉城町
 - 西村 美幸
- 京都府
 - 古村 学 山本 直史
- 奈良県
 - 島岡 哉
- 和歌山県
 - 辻 桂 辻田 友紀
- 岡山県
 - 小石原 剛

- 尾鷲市新産業創造課
- 尾鷲市教育委員会事務局
- 紀伊長島町企画商工課
- 海山町企画課
- 海山町教育委員会事務局
- 鵜殿村教育委員会事務局
- 大紀町教育委員会事務局
- 東紀州地域活性化事業推進協議会
- 三重県生活部文化振興室
- 三重県環境森林部
- 三重県環境森林部林業振興室
- 三重県農水商工部観光活性化プロジェクト
- 三重県紀北県民局
- 三重県紀北県民局企画調整部
- 三重県紀北県民局農水商工部
- 三重県紀南県民局企画調整部
- 三重県教育委員会事務局文化財保護室
- 三重県尾鷲教育事務所
- 三重県地域振興部
- 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト

事務局

- 前田 憲司 フリーライター
- 山本 康史 ハローボランティア・ネットワークみえ 代表
- 平野 昌 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト
- 長谷川高史 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト
- 森 政之 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト
- 奥山 洋治 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト (H16.12.31まで)
- 長谷川武彦 三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト (H17.3.31まで)

熊野古道アクションプログラム 2

平成17年7月 編集・発行 三重県（地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト）〒514-8570 津市広明町13番地 TEL059-224-2193